

---

---

## 資料編

---

資料1 第2次府中市環境基本計画策定の経過

資料2 府中市環境審議会委員名簿

資料3 府中市環境基本計画市民検討会名簿

資料4 アンケート調査結果（概要）

資料5 府中市環境基本条例

資料6 用語解説

## 資料1 第2次府中市環境基本計画策定の経過

### ◆府中市環境審議会の開催状況（平成23年5月～平成25年4月）

回数	開催年月日	内容
第1回	平成23年 5月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府中市環境審議会委員の委嘱及び諮問</li> <li>・ 今後の日程等について</li> </ul>
第2回	平成23年 7月 5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府中市環境基本計画について</li> <li>・ 今後の進め方について</li> </ul>
第3回	平成23年 9月 6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次期府中市環境基本計画に関する今後の進め方について</li> <li>・ 市の節電・放射能対応に関する取組の報告</li> </ul>
第4回	平成24年 1月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府中市環境保全活動センター設置の報告</li> <li>・ 放射能対策の報告</li> <li>・ 次期府中市環境基本計画に関するロードマップについて</li> </ul>
第5回	平成24年 3月 6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回審議会での質問、意見などについての回答</li> <li>・ 他計画との位置付けについて</li> <li>・ 次期府中市環境基本計画の構成内容について</li> </ul>
第6回	平成24年 5月 8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府中市総合計画の環境関連分野について</li> <li>・ 府中市環境基本計画市民検討会について</li> <li>・ 次期府中市環境基本計画に関するロードマップの修正について</li> </ul>
第7回	平成24年 7月 3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府中市総合計画の環境関連分野について</li> <li>・ 府中市環境基本計画第4章の重点施策の題目の検討</li> </ul>
第8回	平成24年 9月 4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回府中市環境基本計画市民検討会の内容報告</li> <li>・ 第6次府中市総合計画策定によるグループインタビューについて</li> <li>・ 市民、事業者アンケート調査について</li> <li>・ 府中市環境基本計画第3章から第5章までの検討</li> </ul>

第9回	平成24年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 第2回から第4回までの府中市環境基本計画市民検討会の内容報告</li> <li>▪ 市民アンケート、事業者アンケート、小・中学校アンケートについて</li> <li>▪ 府中市環境基本計画第3章から第5章までの検討</li> </ul>
第10回	平成25年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ アンケート調査の集計結果（速報）</li> <li>▪ 第5回・第6回府中市環境基本計画市民検討会の内容報告</li> <li>▪ 府中市環境基本計画第3章から第5章までの検討</li> <li>▪ 次期府中市環境審議会公募委員の選定</li> </ul>
第11回	平成25年2月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ アンケート調査の集計結果</li> <li>▪ 第6次府中市総合計画基本構想素案及び前期基本計画素案について</li> <li>▪ 府中市環境基本計画第3章から第5章までの検討</li> <li>▪ 府中市環境基本計画中間答申（案）について</li> </ul>
第12回	平成25年3月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 農業従事者アンケート調査の集計結果</li> <li>▪ 府中市環境基本計画中間答申について</li> </ul> <p>※「次期環境基本計画の策定について（中間答申）」を提出（3月26日）</p>

## ◆府中市環境審議会の開催状況（平成25年5月～平成26年1月）

回数	開催年月日	内容
第1回	平成25年 5月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府中市環境審議会委員の委嘱及び諮問</li> <li>・ 環境審議会の日程について</li> <li>・ 環境基本計画全体構成の確認について</li> </ul>
第2回	平成25年 6月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行府中市環境基本計画の経緯及び進行管理について</li> <li>・ 次期府中市環境基本計画の全体構成</li> <li>・ 次期府中市環境基本計画の施策の体系</li> </ul>
第3回	平成25年 7月 2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1章から第4章までの記載事項の確認</li> <li>・ 市の環境施策の検討</li> </ul>
第4回	平成25年 9月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1章から第5章までの検討 （委員意見、庁内意見のまとめ）</li> <li>・ 第6章重点プロジェクト</li> <li>・ 第7章推進体制・進行管理</li> </ul>
第5回	平成25年10月 1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1章から第5章までのまとめ</li> <li>・ 第6章重点プロジェクト</li> <li>・ 第7章推進体制・進行管理</li> </ul>
第6回	平成25年11月 5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次府中市環境基本計画（案）の確認</li> <li>・ 答申内容について</li> </ul> <p>※「府中市環境基本計画について（答申）」を提出（11月12日）</p>
第7回	平成26年 1月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリック・コメント手続の実施結果</li> <li>・ 府中市環境行動指針の改定について</li> </ul>



## ◆府中市環境基本計画市民検討会の開催状況

回数	開催年月日	内容
第1回	平成24年 8月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画の内容の確認</li> <li>・ 今後の進め方について</li> </ul>
第2回	平成24年 9月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画の重点施策に基づく府中市の環境の現状と課題についてのグループワーキング</li> <li>・ 各グループによる発表</li> </ul>
第3回	平成24年10月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画の重点施策に基づく府中市の環境の現状と課題についてのグループワーキング</li> <li>・ 各グループによる発表</li> </ul>
第4回	平成24年11月 1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画の重点施策に基づく府中市の環境の現状と課題についてのグループワーキング</li> <li>・ 各グループによる発表</li> <li>・ 次期計画の重点施策について</li> </ul>
第5回	平成24年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次期計画の重点施策についてのワーキング</li> </ul>
第6回	平成24年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次期計画の重点施策についての確認と総括</li> </ul>

## 資料2 府中市環境審議会委員名簿

◆平成23年5月1日～平成25年4月30日

	安藤正邦	公募による市民	
	海藤茂	公募による市民	
	戸田忠良	公募による市民	
	中嶋正樹	公募による市民	
	石上祥光	事業者	株式会社アサンテ資材開発部長
	石谷真喜子	事業者	株式会社マキコーポレーション代表取締役
	比留間吉郎	事業者	農業
	増山弘子	事業者	有限会社パルストック代表取締役
	金子富紀	民間の団体の構成員	連合三多摩・多摩東部第二地区協議会
○	竹内章	民間の団体の構成員	NPO法人府中かんきょう市民の会理事長
	塚原仁	民間の団体の構成員	かんきょう塾ネット代表
	馬場利之	民間の団体の構成員	むさし府中商工会議所議員
◎	朝岡幸彦	学識経験を有する者	東京農工大学大学院教授
	田中あかね	学識経験を有する者	東京農工大学大学院教授
	室英治	学識経験を有する者	芝浦工業大学非常勤講師

(◎会長、○副会長)

五十音順(区分ごと)、敬称略

◆平成 25 年 5 月 1 日～平成 27 年 4 月 30 日

	安藤正邦	公募による市民	
	伊東準一	公募による市民	
	加藤信次	公募による市民	
	清水淑子	公募による市民	
	石谷真喜子	事業者	株式会社マキコーポレーション代表取締役
	川辺清二	事業者	農業
	増山弘子	事業者	有限会社パルストック代表取締役
	宮地賢	事業者	株式会社アサンテ内部監査室長
	金子富紀	民間の団体の構成員	連合三多摩・多摩東部第二地区協議会
○	竹内章	民間の団体の構成員	NPO法人府中かんきょう市民の会理事 会長
	玉山真一	民間の団体の構成員	むさし府中商工会議所議員
	塚原仁	民間の団体の構成員	かんきょう塾ネット代表
	榎本弘行	学識経験を有する者	東京農工大学大学院講師
	田中あかね	学識経験を有する者	東京農工大学大学院教授
◎	室英治	学識経験を有する者	元芝浦工業大学教授

(◎会長、○副会長)

五十音順(区分ごと)、敬称略

---

---

## 資料3 府中市環境基本計画市民検討会名簿

---

◆平成24年8月31日～12月10日

安藤 秀史
加藤 芳夫
熊井 滋有
小西 信生
澤田 浩宜
杉山 敏
土橋 重政
永淵 琢也
山田 義夫
渡辺 實

(五十音順、敬称略)

## 資料4 アンケート調査結果（概要）

### ■市民アンケート調査

#### 1 調査の概要

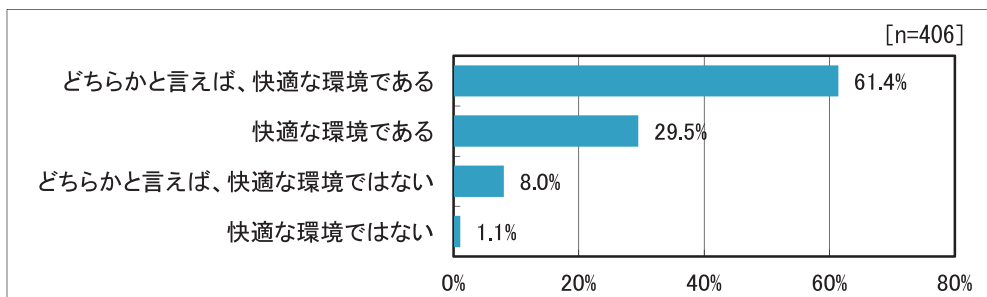
【配布・回収状況】

- 配布数 : 1,500 票（府中市内の世帯を対象に無作為抽出）
- 配布・回収方法 : 調査票を郵送配布し、郵送回収
- 配布・回収期間 : 平成 24 年 12 月に発送し、平成 25 年 1 月到着分をもって締切
- 回収数 : 411 票（回収率 27.4%）

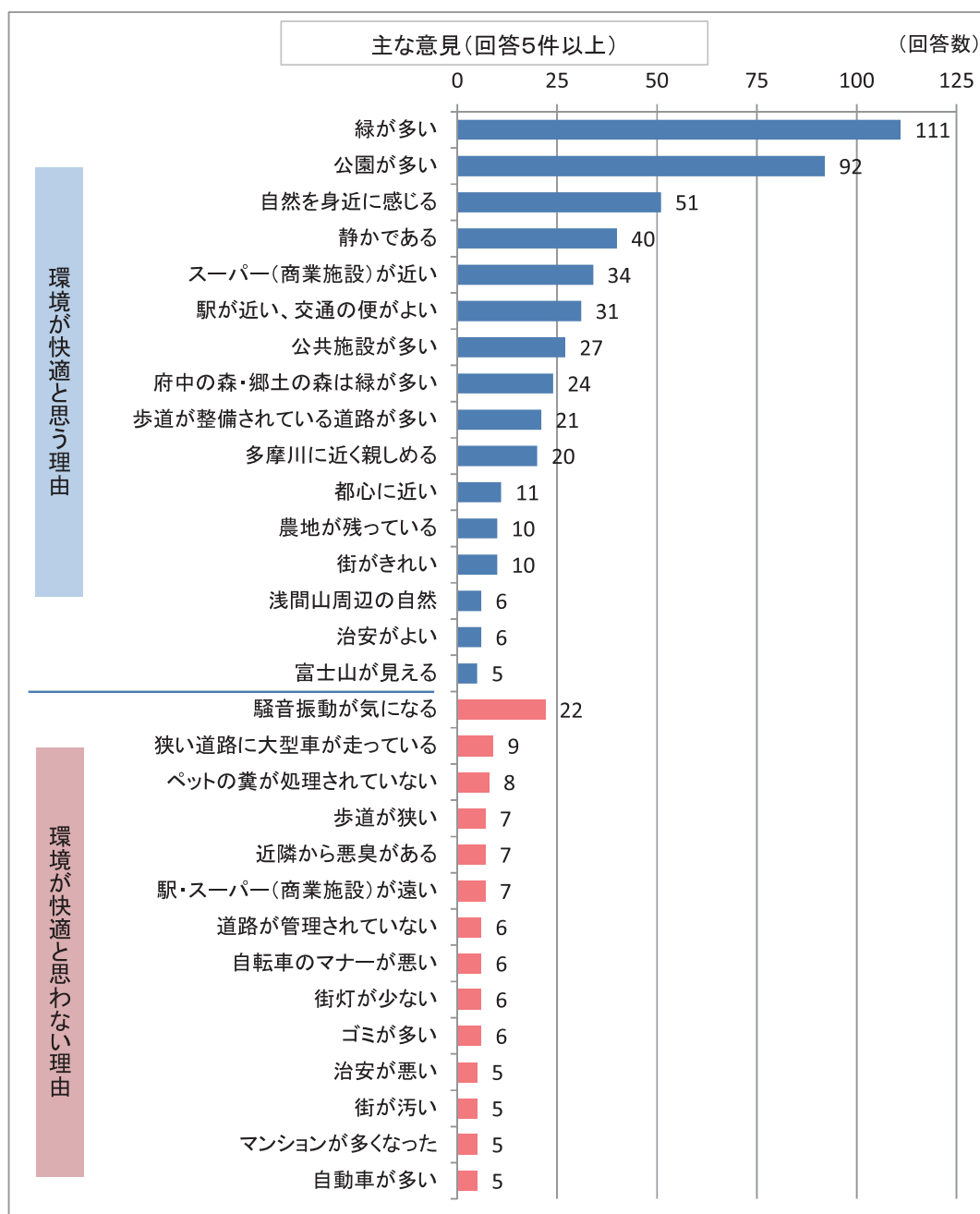
#### 2 個別の設問に対する調査結果（一部抜粋）

##### ●府中市や身の回りの環境の現状や課題について

（1）身近な環境の印象（単回答）



(2) 環境の印象についての回答理由（自由回答）



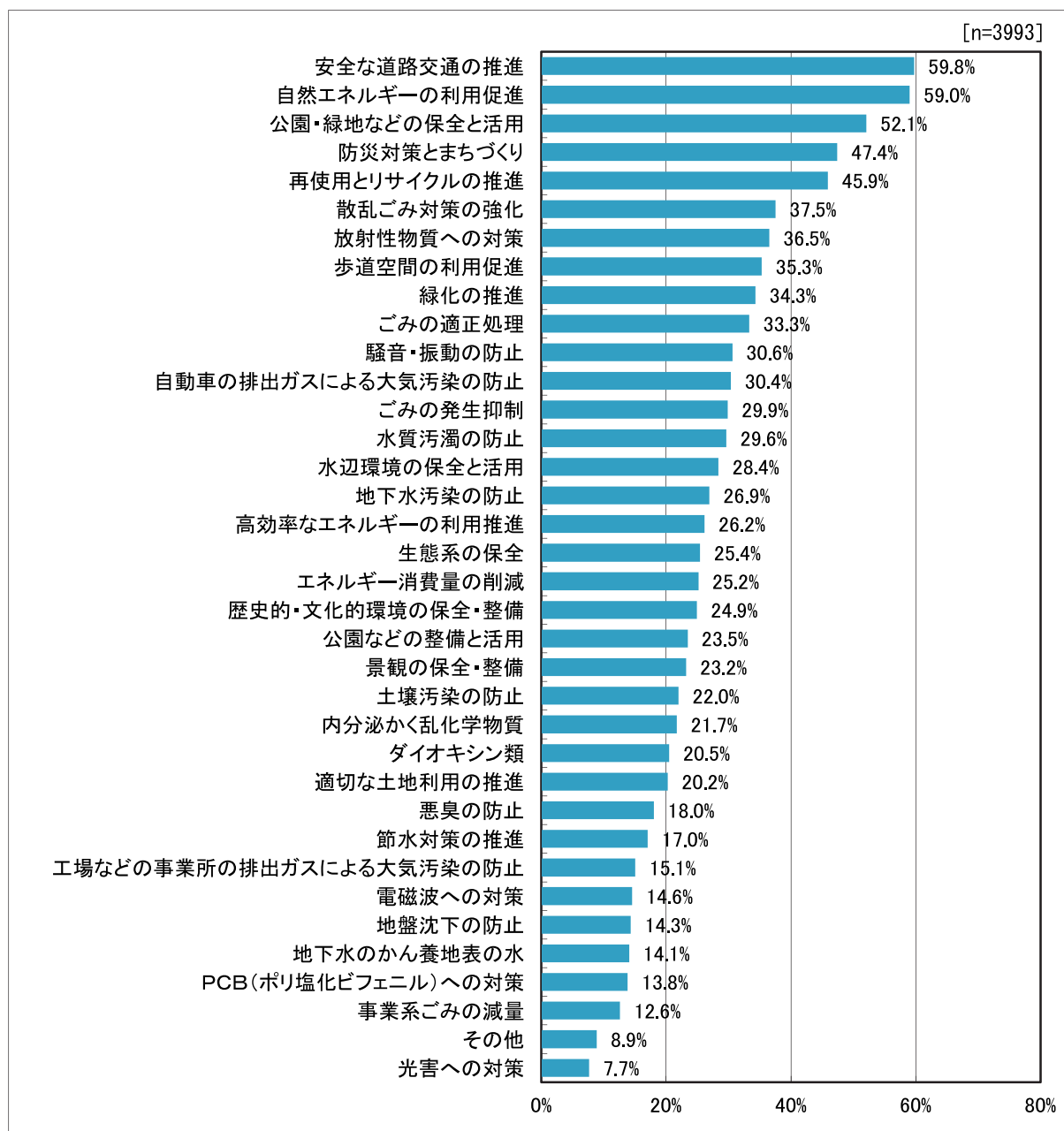
(3) 生息する生き物が増減している印象（単回答）

本編 19 頁参照

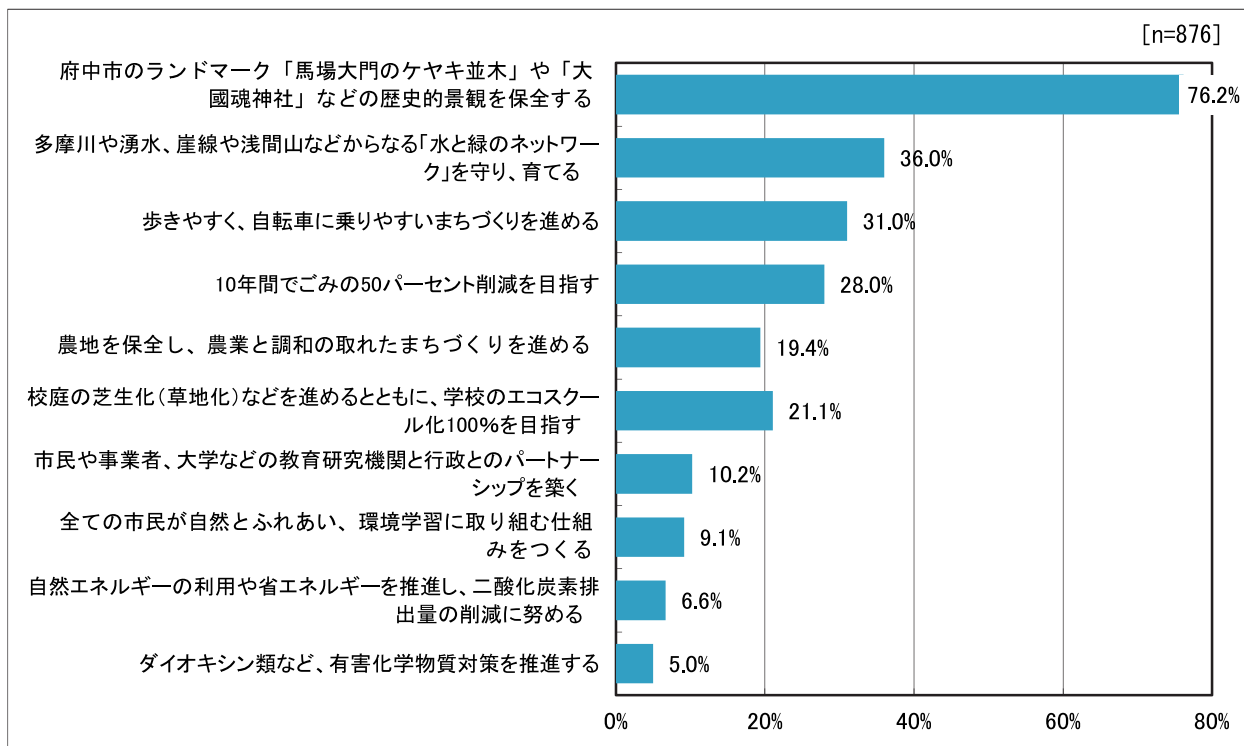
(4) 昔より減少したと感じる生き物（記述）

本編 20 頁参照

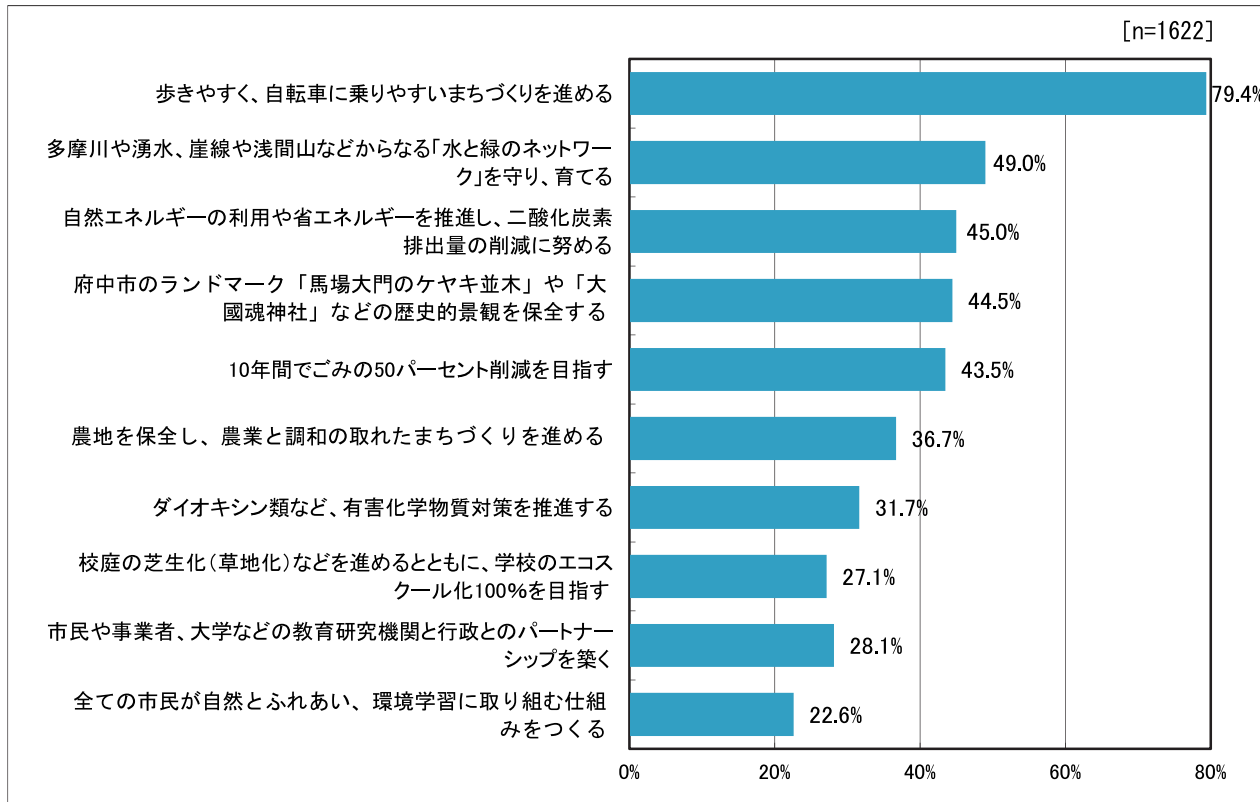
(5) 特に改善や継続的な対策が必要であると思う課題（複数回答）



(6) 「効果があった」と思う施策（複数回答）



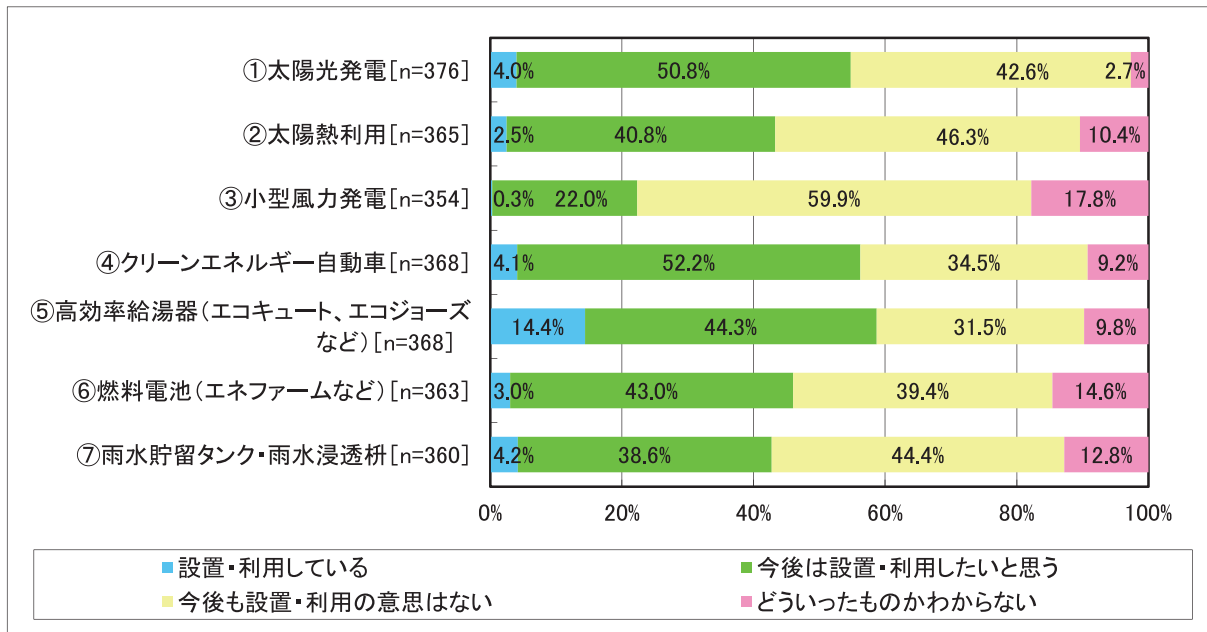
(7) 「今後も継続して重点的な取り組みを行うことが必要」と思う施策（複数回答）





## ●環境に配慮した行動の実践状況について

(1) 省エネルギー機器の設置・利用状況もしくは、設置意思（単回答）

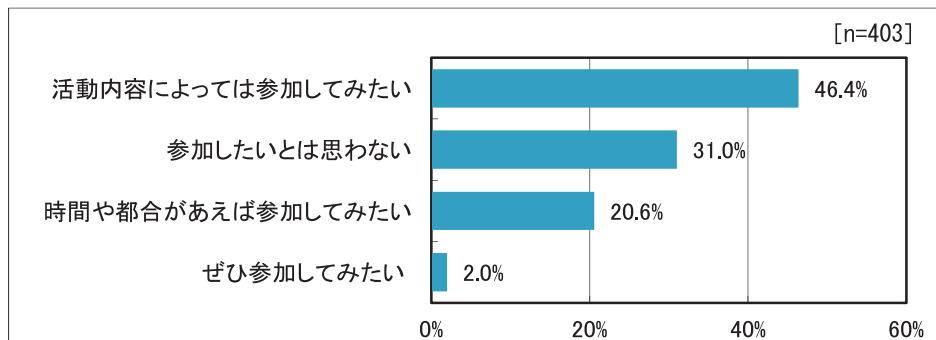


(2) 日頃心掛けているエコライフ（環境に配慮した生活）の行動（単回答）

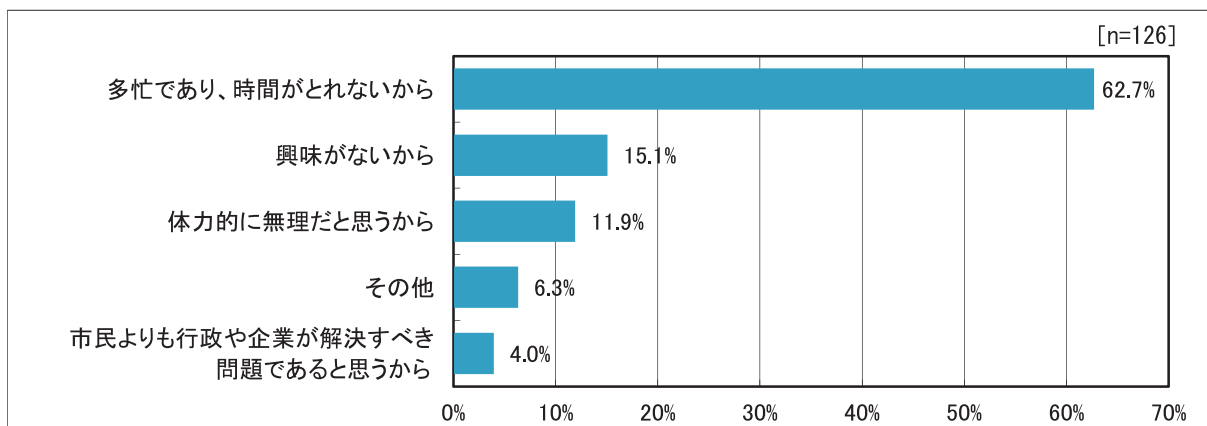
本編 41 頁参照

## ●環境づくりへの参加について

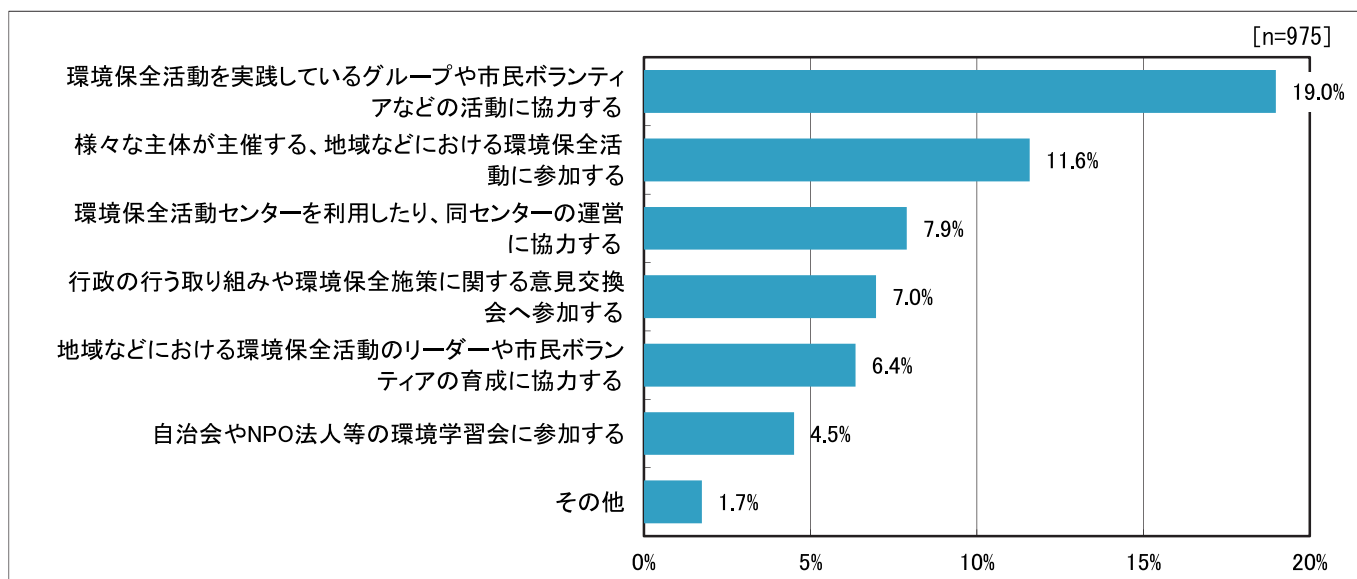
(1) 市民の自主的な環境づくり活動への参加意欲（単回答）



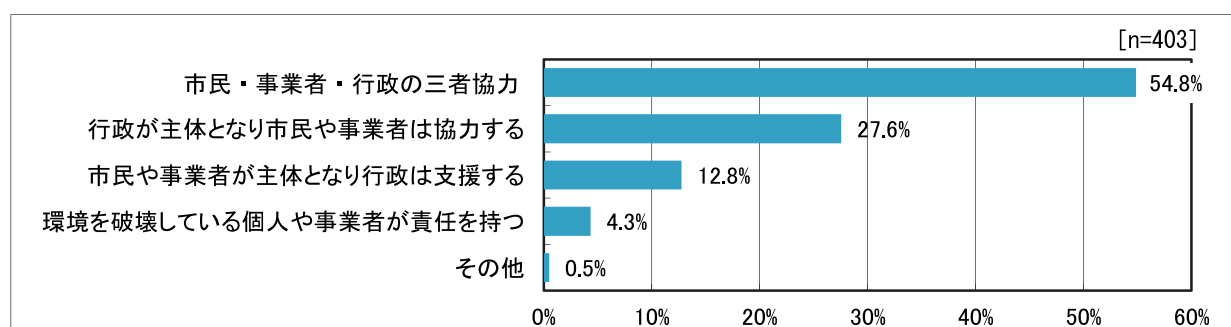
(2) 市民の自主的な環境づくりに参加したくない理由（単回答）



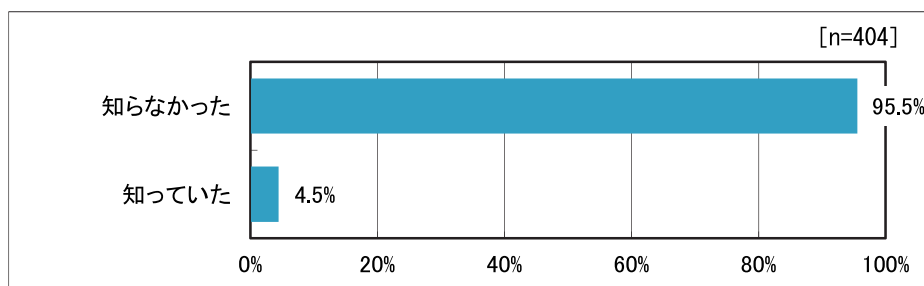
(3) 市民が環境づくりに参加するために、取り組むべき重点事項（複数回答・2つまで）



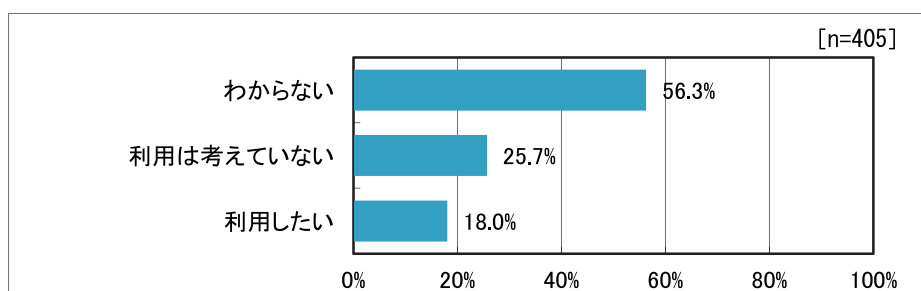
(4) 望ましいと考える役割分担（単回答）



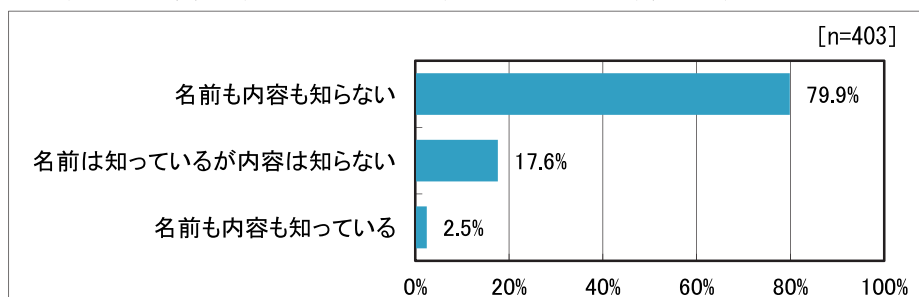
(5) 「府中市環境保全活動センター」についての認知度（単回答）



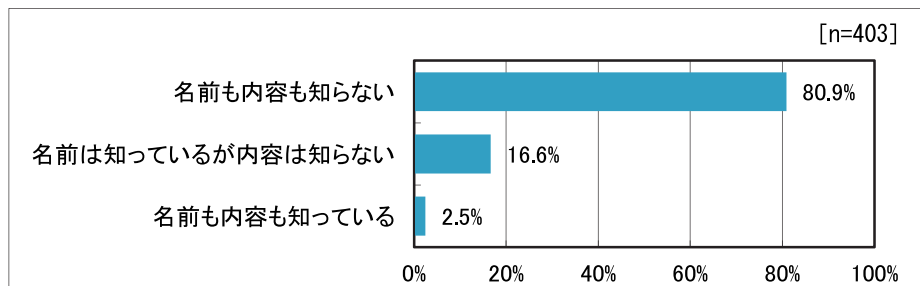
(6) 「府中市環境保全活動センター」を利用する意向（単回答）



(7) 「府中市環境基本条例（平成 11 年制定）」の認知度（単回答）



(8) 「府中市環境基本計画（平成 15 年策定）」の認知度（単回答）



## ■事業者アンケート調査

### 1 調査の概要

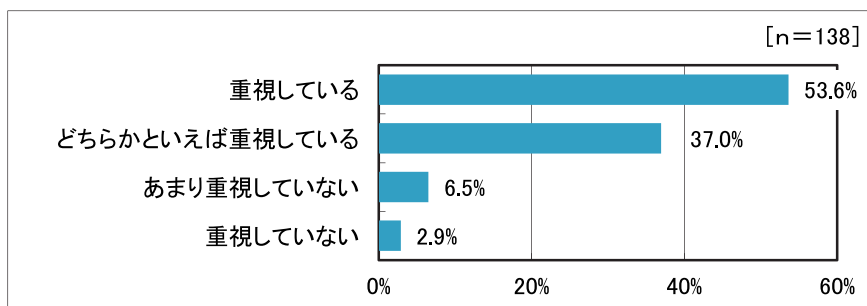
【配布・回収状況】

- 配布数 : 500 票（府中市内の事業者を対象に無作為抽出）
- 配布・回収方法 : 調査票を郵送配布し、郵送回収
- 配布・回収期間 : 平成 24 年 12 月に発送し、平成 25 年 1 月到着分をもって締切
- 回収数 : 138 票（回収率 27.6%）

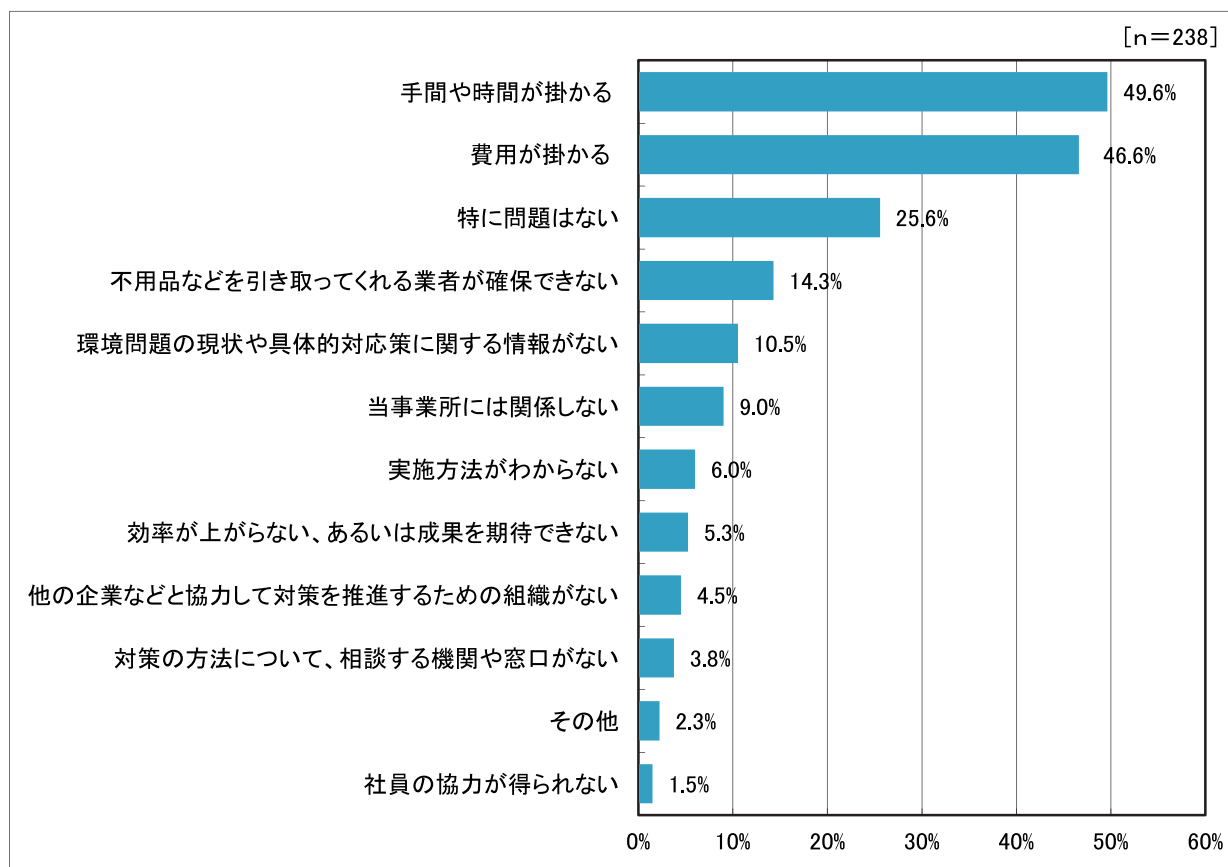
### 2 個別の設問に対する調査結果（一部抜粋）

#### ●事業所における環境問題への取り組み状況について

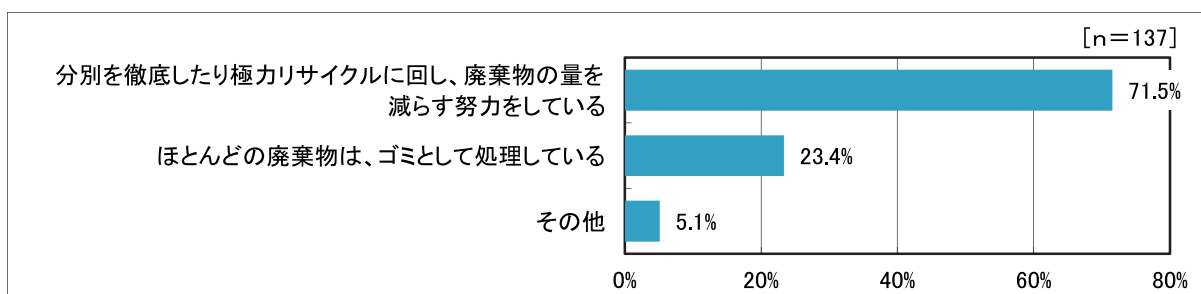
(1) 環境への考え方についての経営方針（単回答）



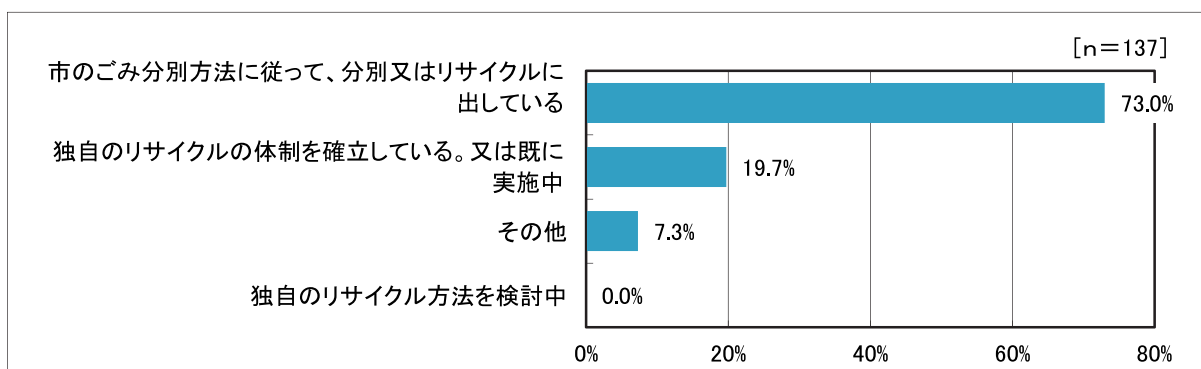
(2) 環境に配慮した取組を実施する上での問題点(複数回答)



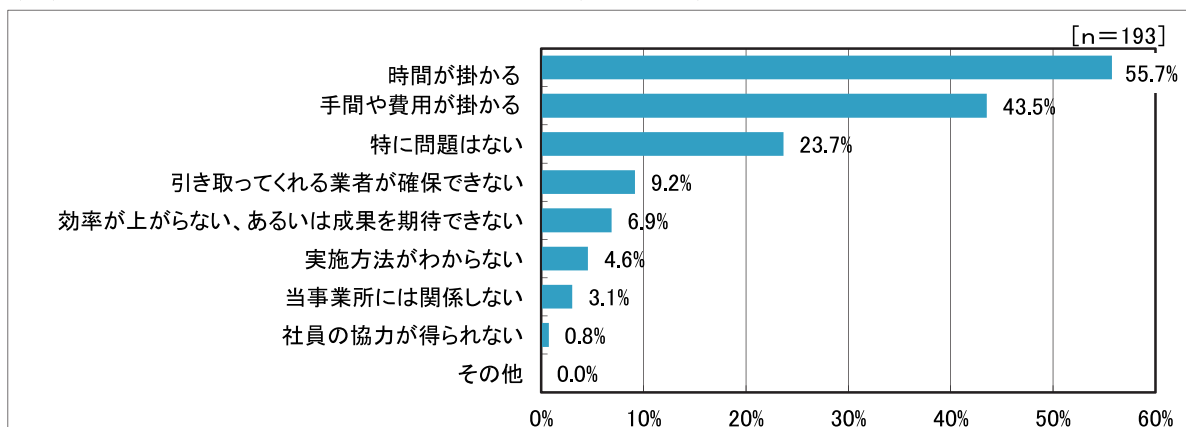
(3) 廃棄物の処理状況(単回答)



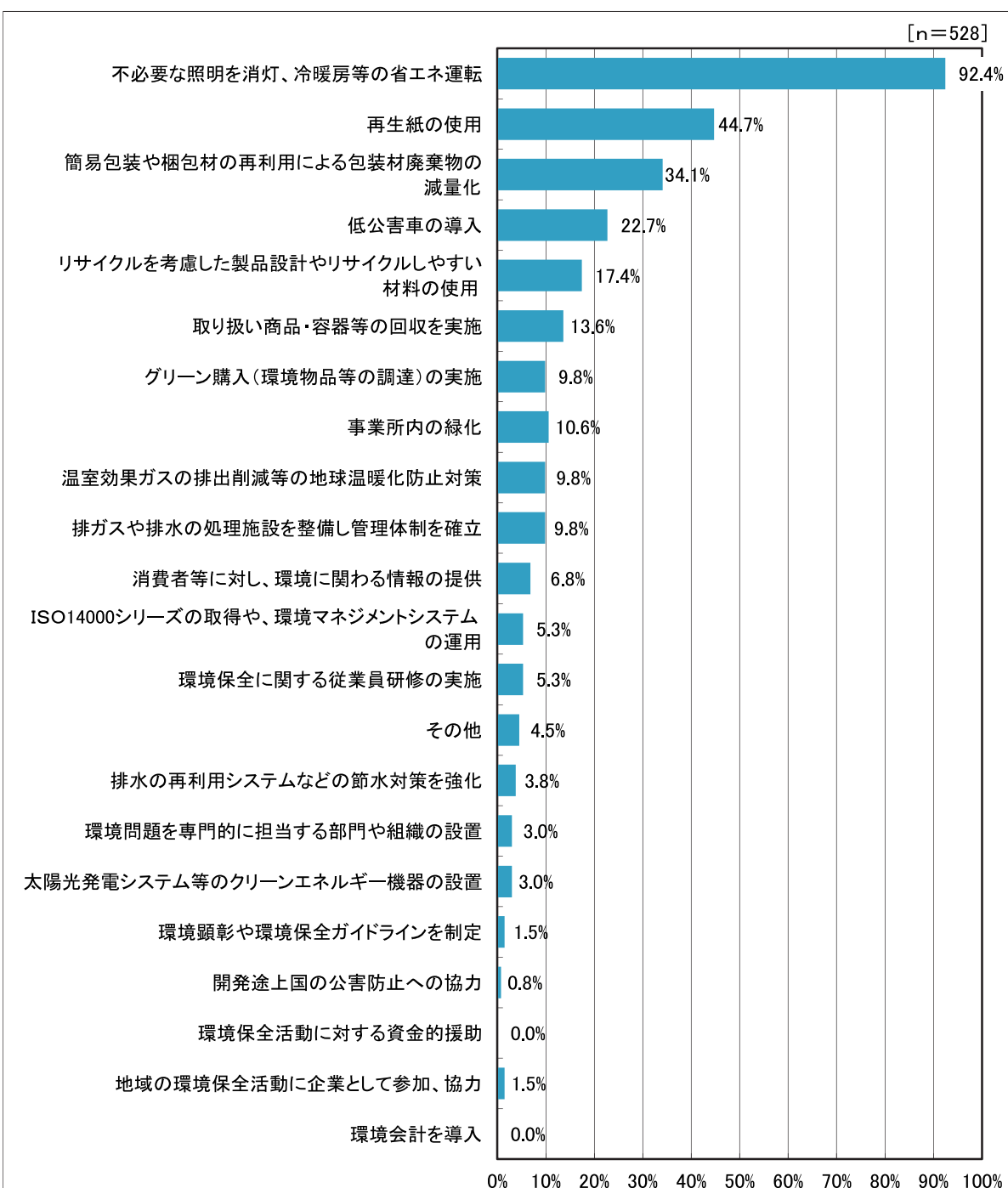
(4) リサイクルの実施状況(単回答)



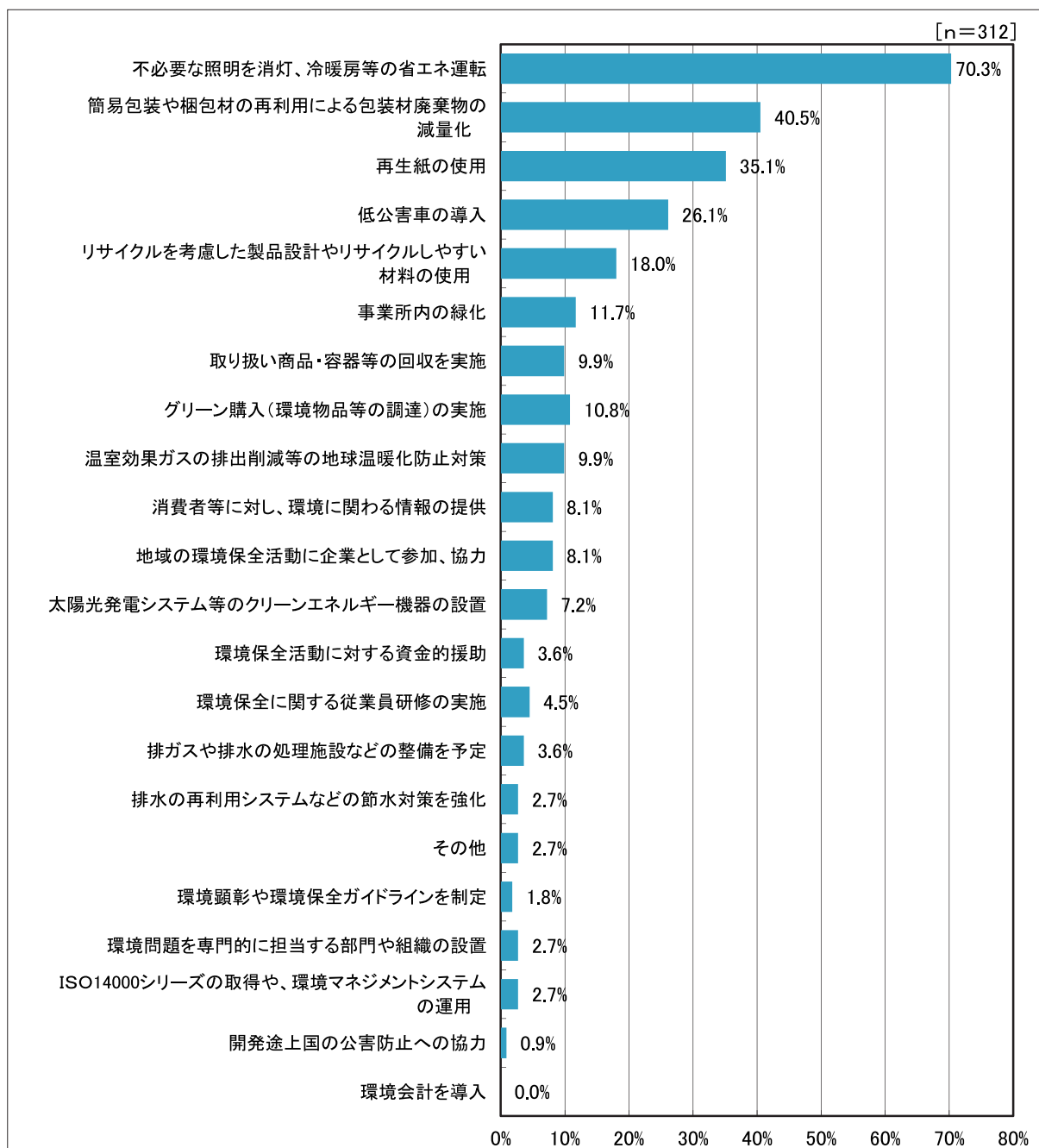
(5) リサイクルを実施するうえでの問題点（複数回答）



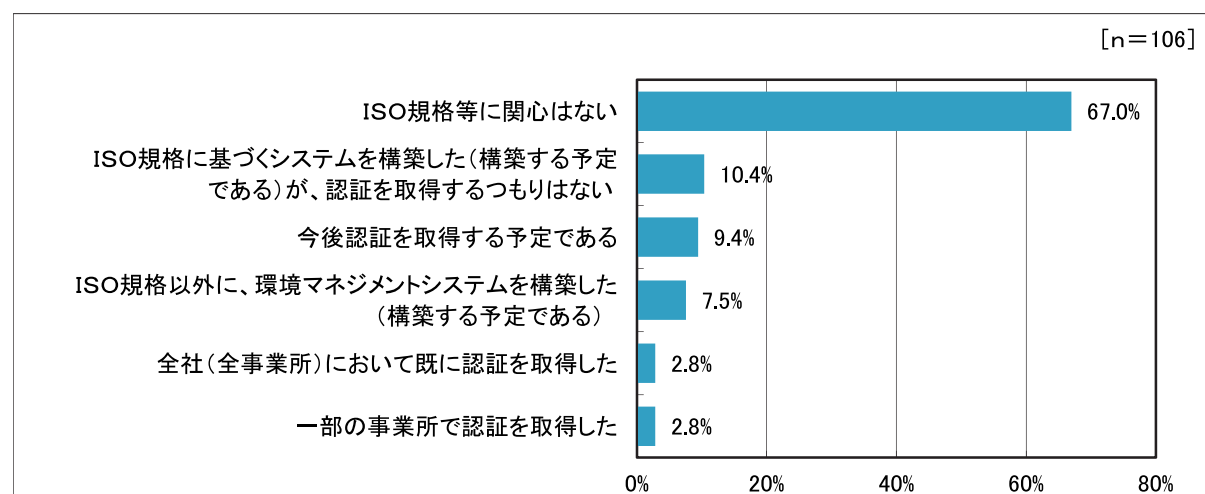
(6) 事業所で実施している環境保全対策（複数回答）



(7) 事業所で予定している環境保全対策（複数回答）

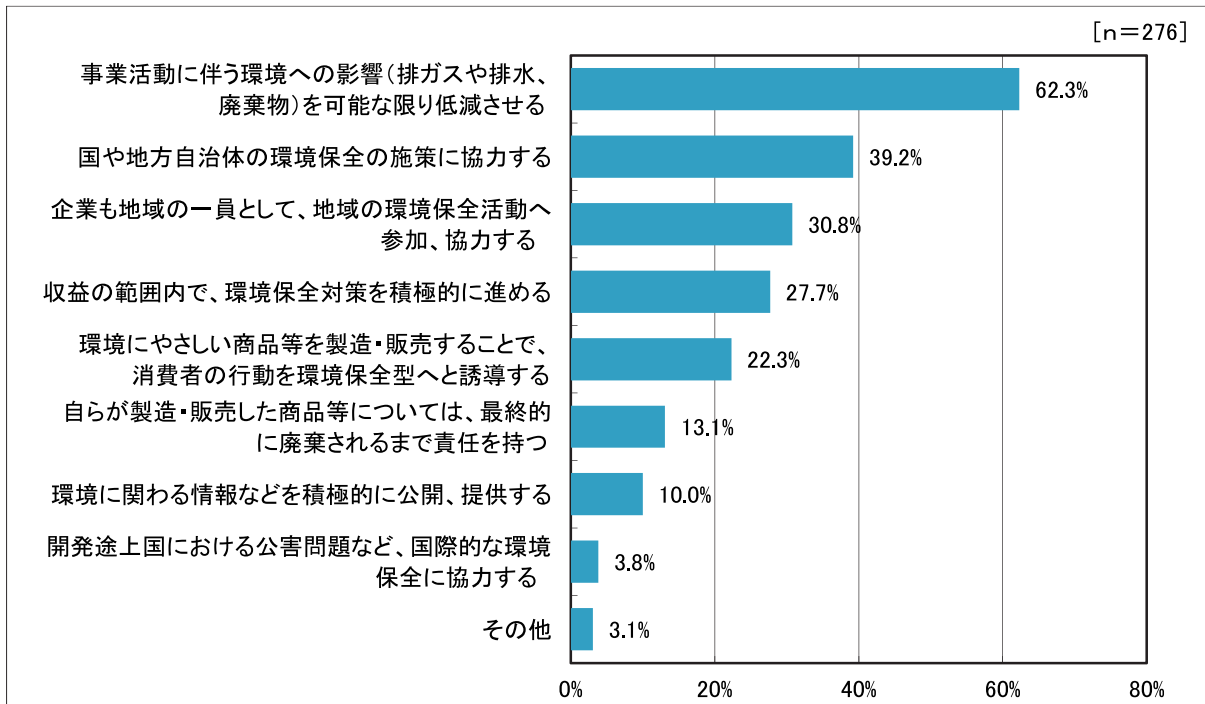


(8) 環境マネジメントシステムの（国際規格 ISO14001 規格の認証）対応状況（単回答）

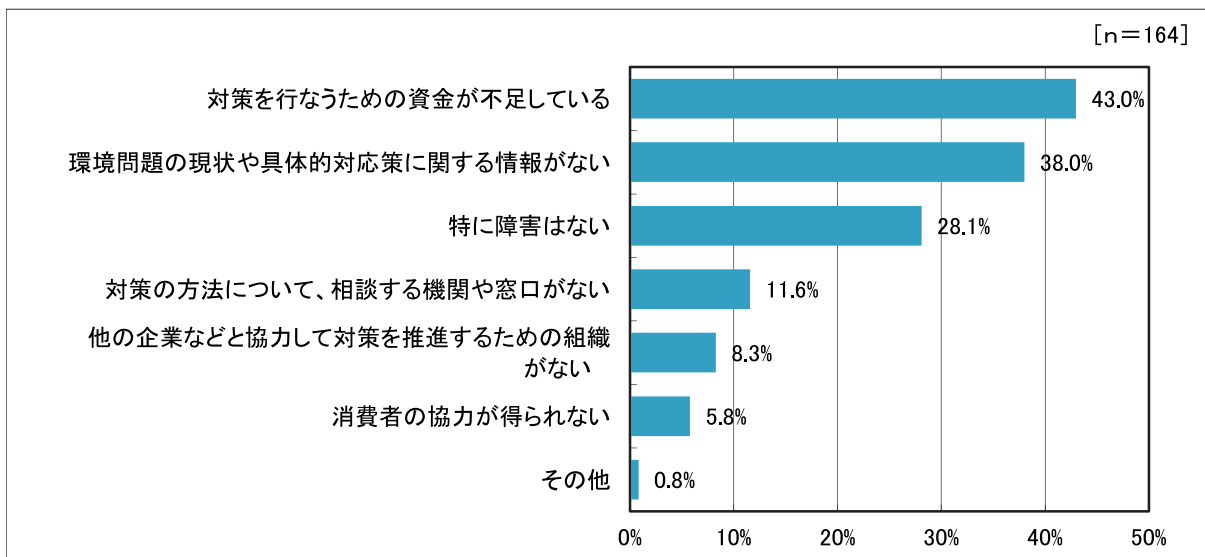


## ●事業所における環境保全に対する考え方について

### (1) 環境保全に対する企業の役割の考え方（複数回答）

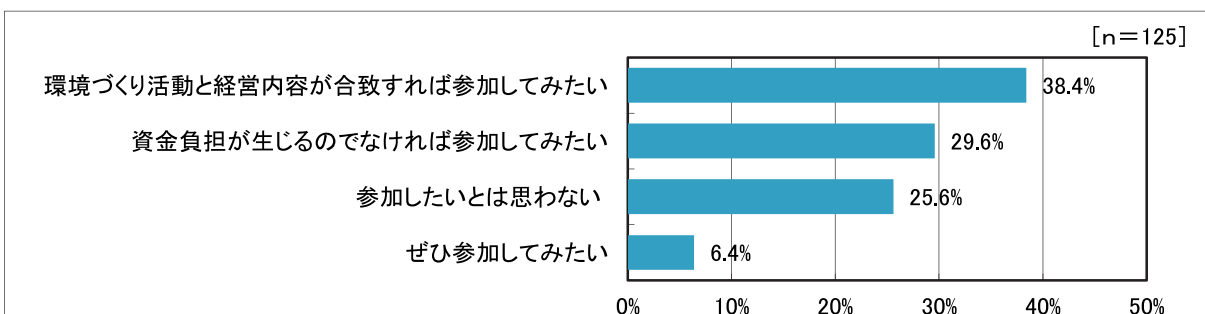


### (2) 環境保全対策を推進していくに当たっての障害（複数回答・2つまで）

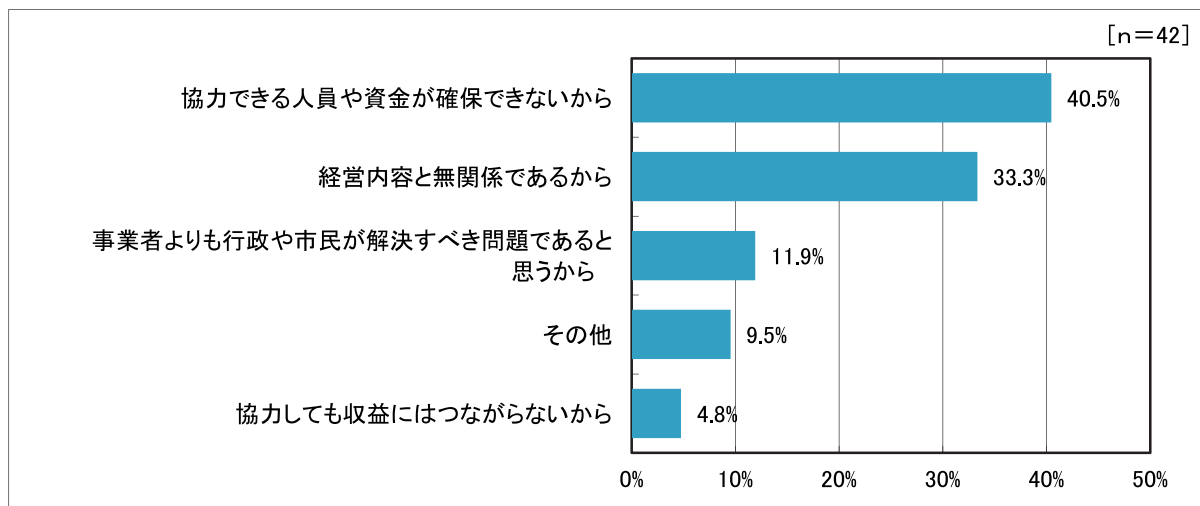


## ●環境づくりへの参加について

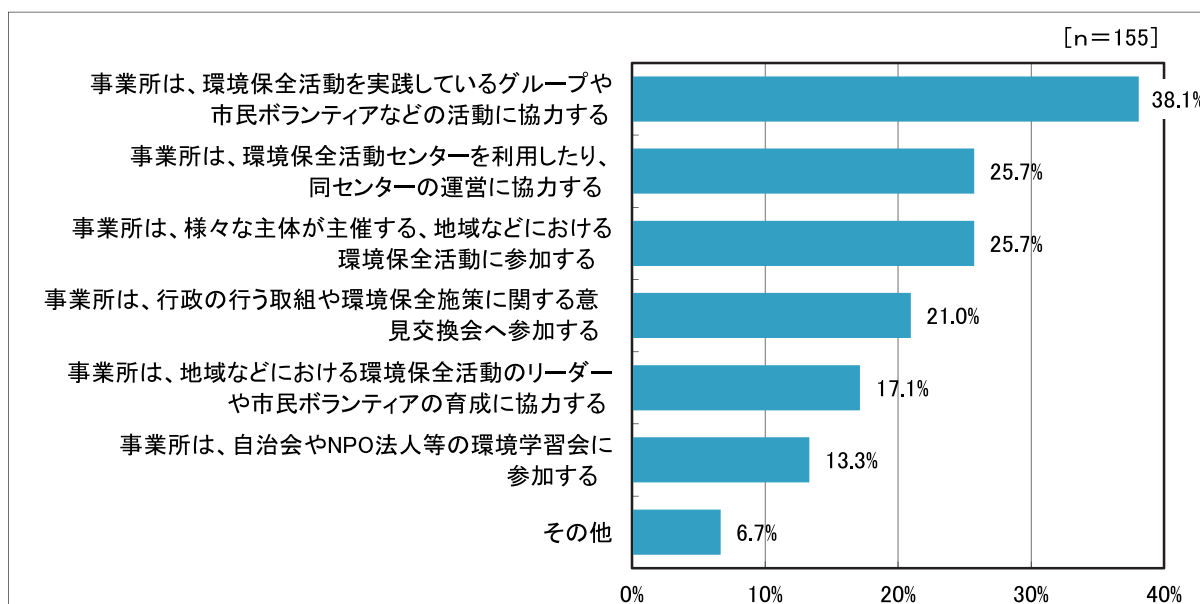
### (1) 事業者の自主的な環境づくり活動への参加意欲（単回答）



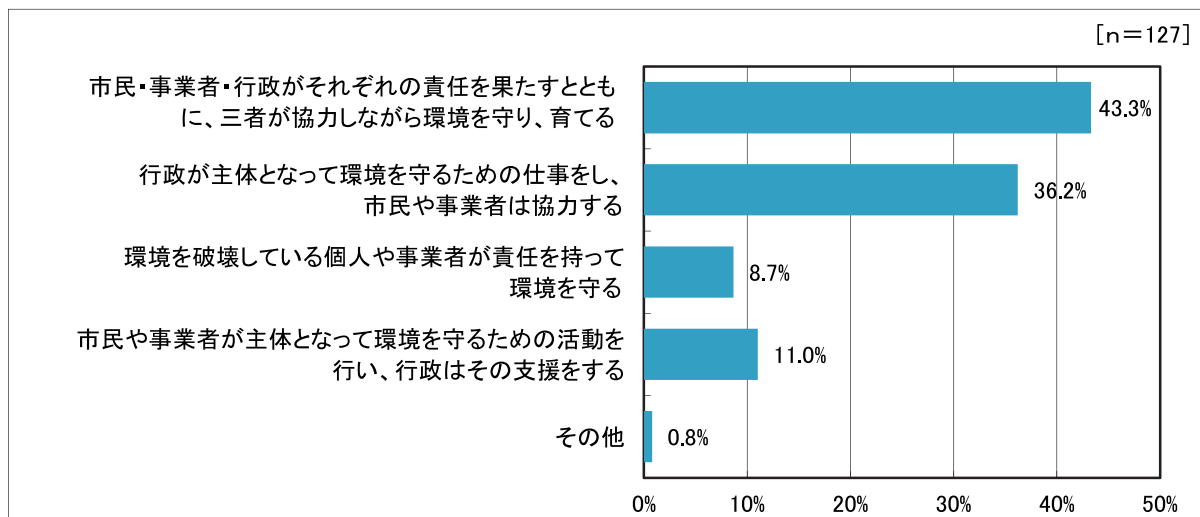
(2) 事業者の自主的な環境づくりに参加したくない理由 (単回答)



(3) 環境づくりに参加するための重点事項 (複数回答・2つまで)



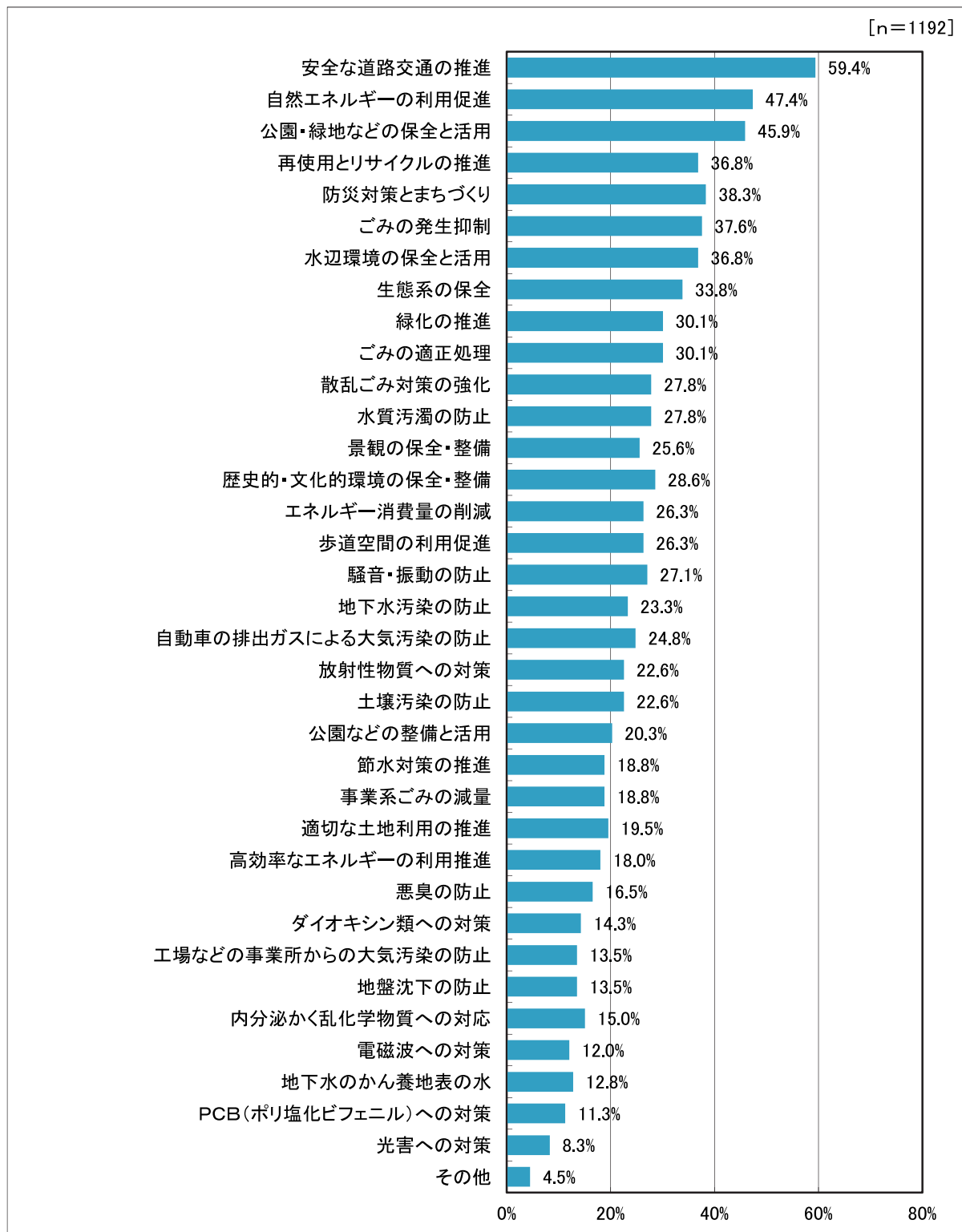
(4) 役割分担の考え方 (単回答)



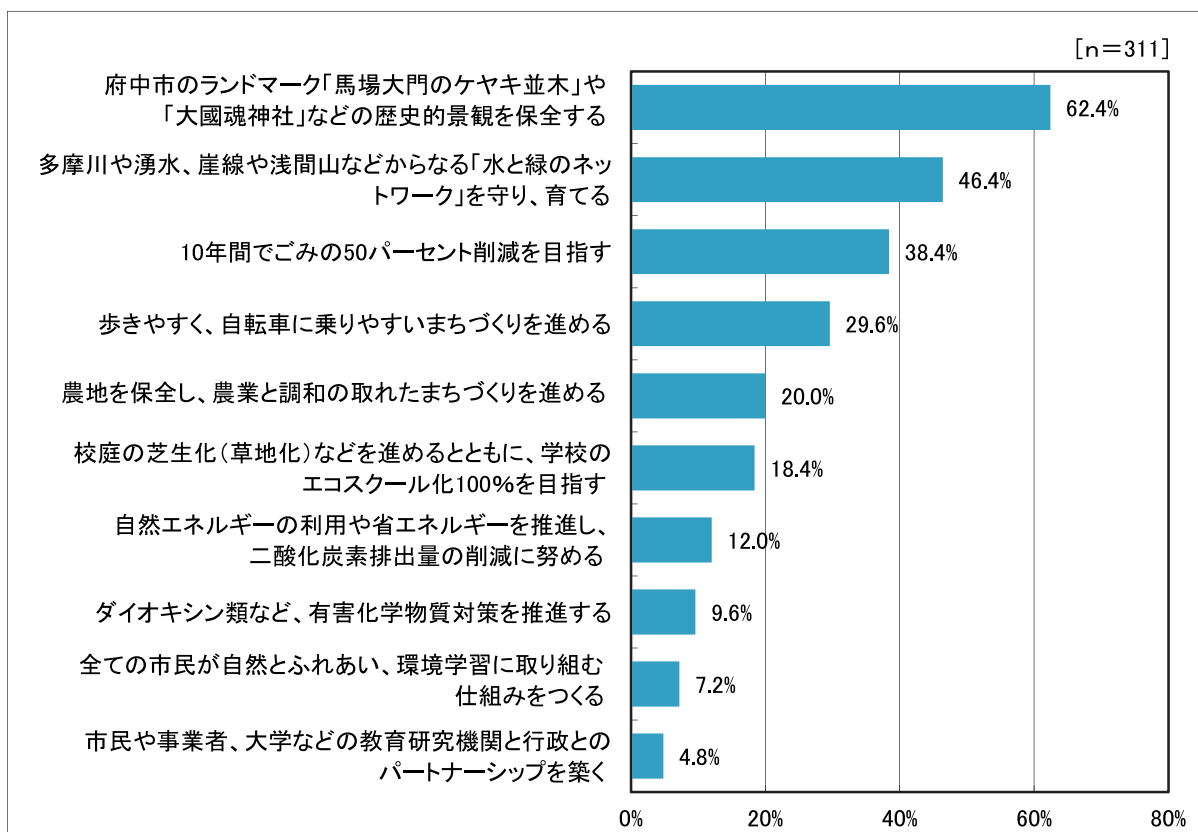


## ●府中市の環境の現状や課題について

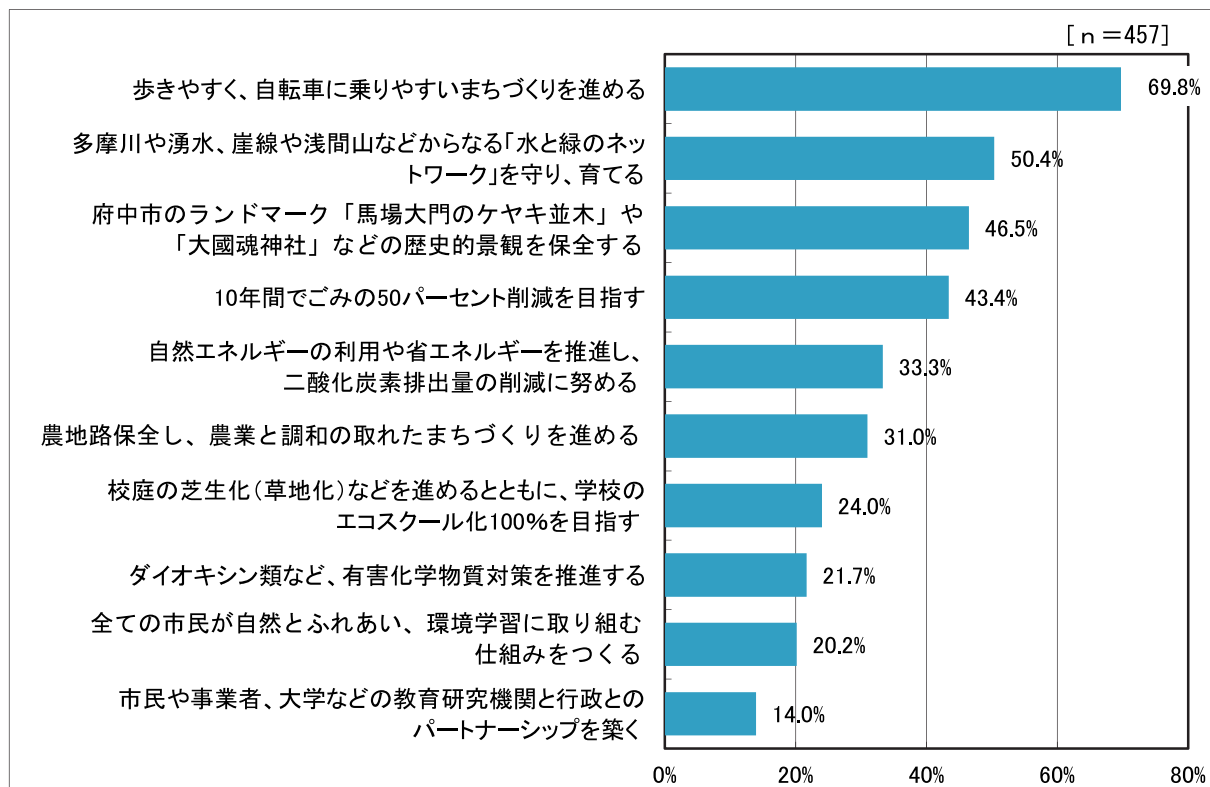
(1) 特に改善や継続的な対策が必要と考える環境課題（複数回答）



(2) 効果があったと考える環境施策の内容（複数回答）



(3) 今後も継続して重点的な取組を行うことが必要と考える環境施策（複数回答）



## ■農業従事者アンケート調査

### 1 調査の概要

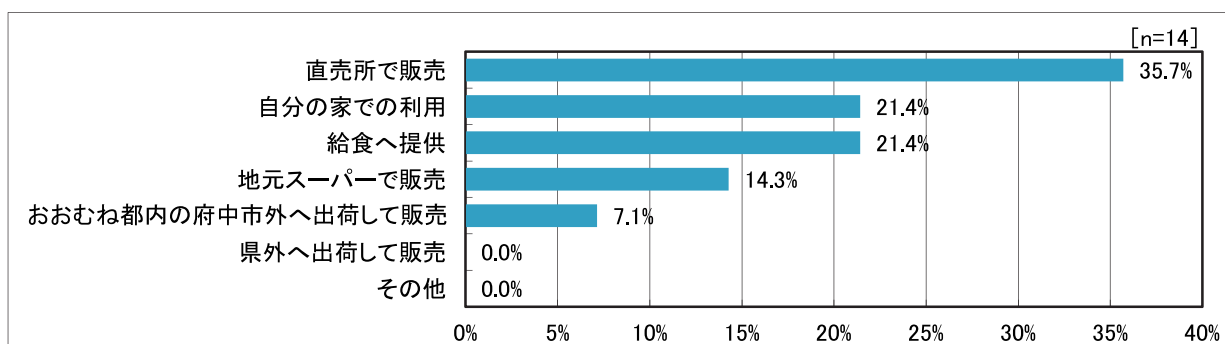
【配布・回収状況】

- 配布数 : 17 票（府中市内の農業従事者を対象に無作為抽出）
- 配布・回収方法 : 調査票を郵送配布し、郵送回収
- 配布・回収期間 : 平成 25 年 1 月に発送し、平成 25 年 2 月到着分をもって締切
- 回収数 : 12 票（回収率 70.6%）

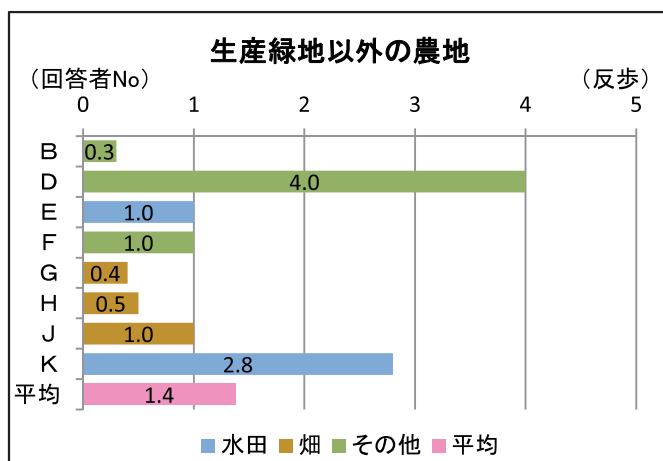
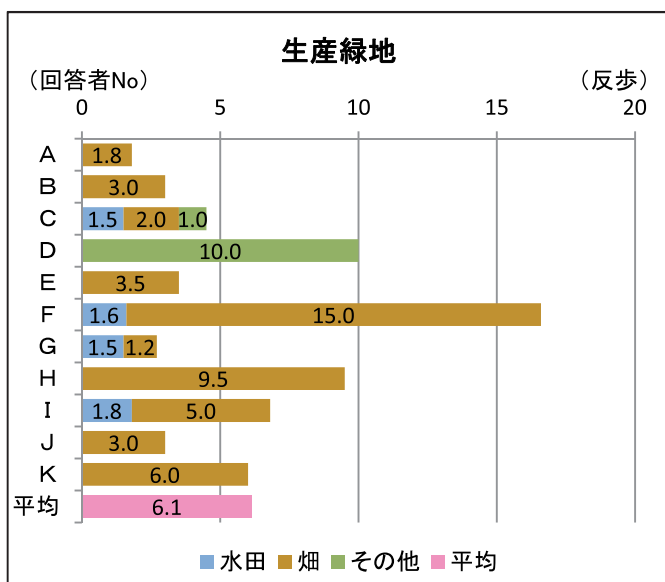
### 2 個別の設問に対する調査結果（一部抜粋）

#### ●農地の保有状況、耕作状況について

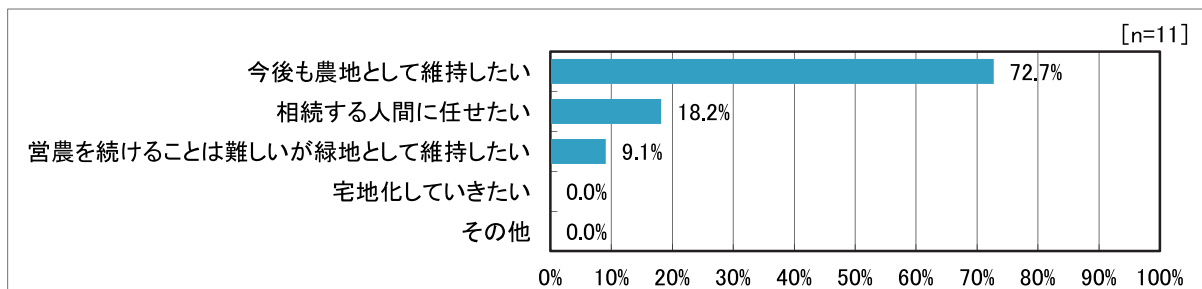
（1）農作物の用途（複数回答）



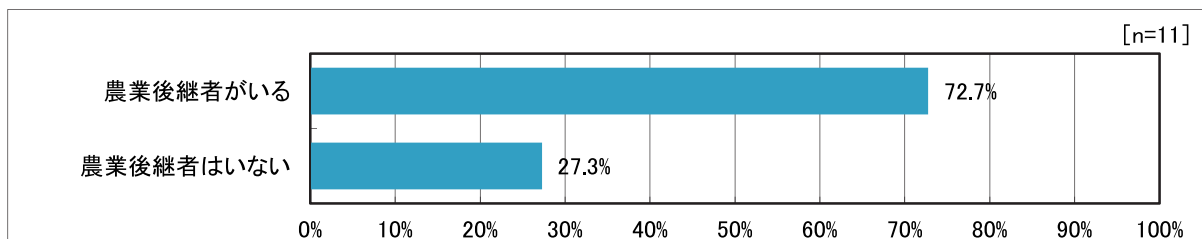
（2）「生産緑地」及び「生産緑地以外の農地」の保有状況、耕作状況



(3) 将来の農業継続の意向（単回答）

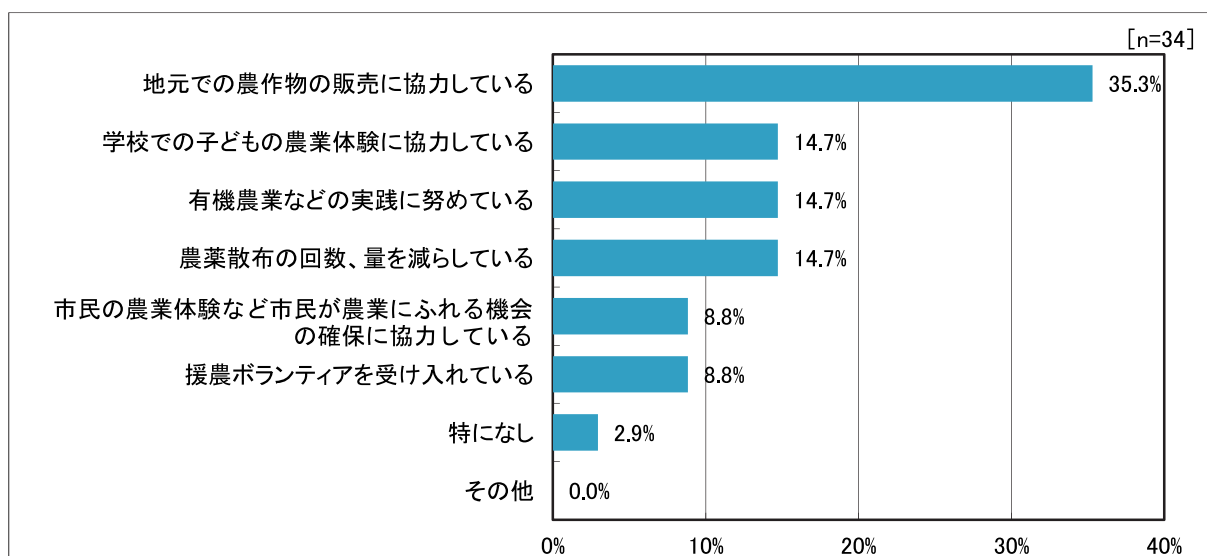


(4) 農業後継者の有無（単回答）

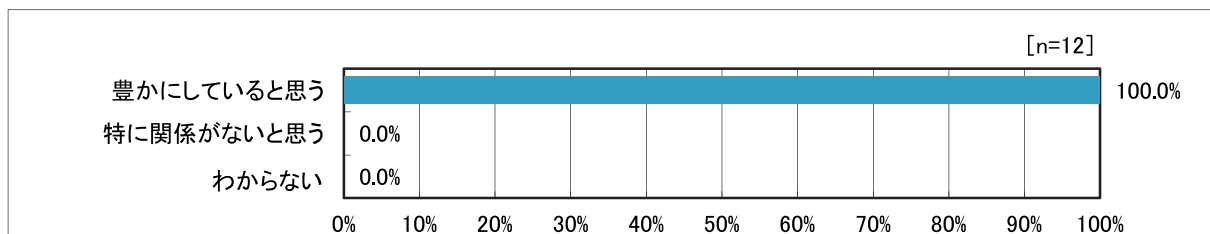


● 農地と環境保全の関わりについて

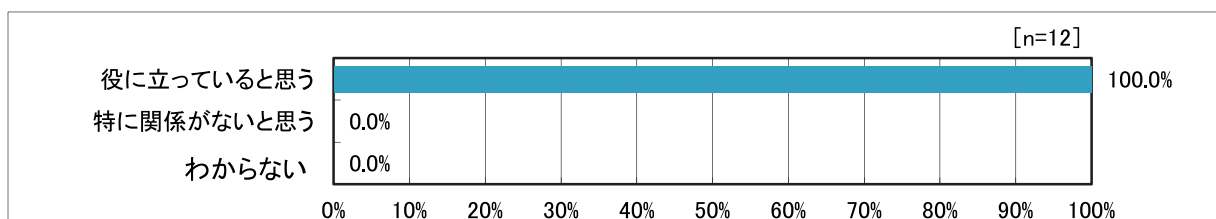
(1) 農業に関して意欲的に取り組んでいる内容（複数回答）



(2) 農地や農業が自然を豊かにしている自負（単回答）

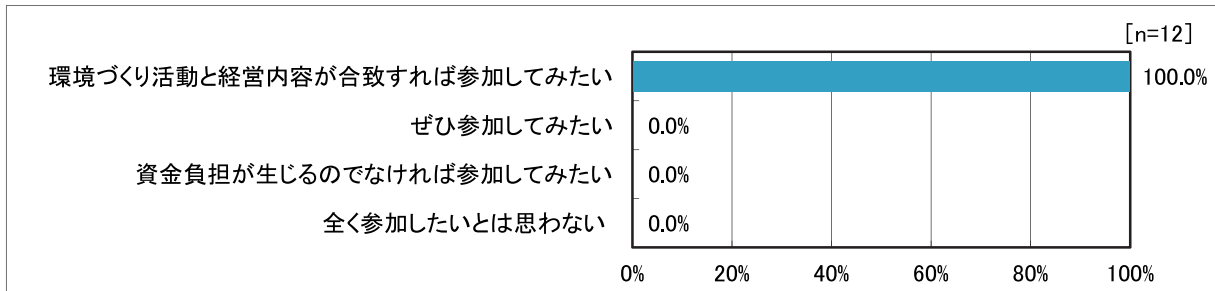


(3) 「地産地消」の取組が省エネに役立っているのかの考え（単回答）



## ●環境づくりへの参加について

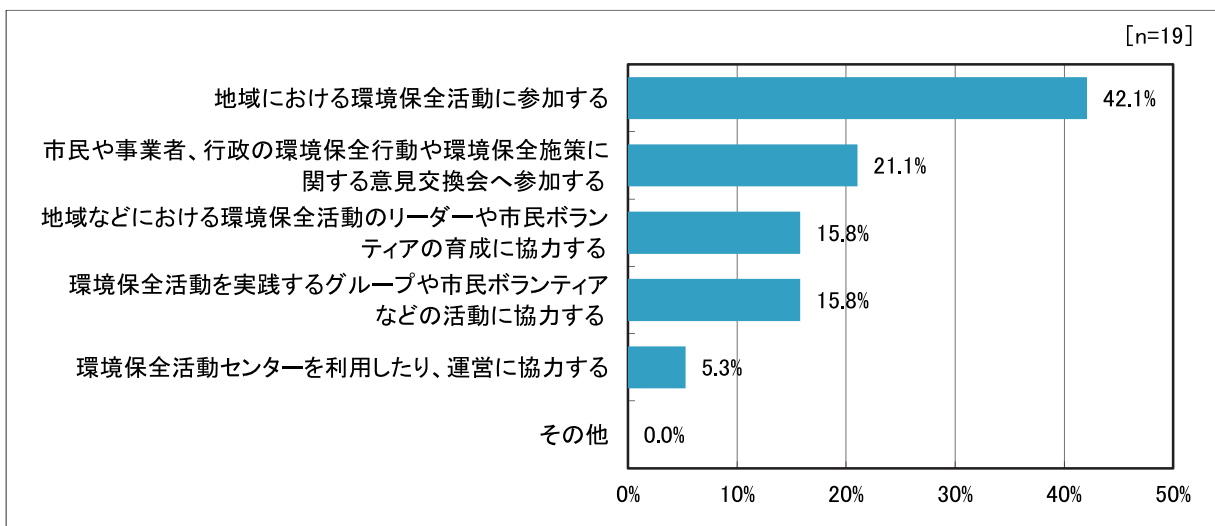
(1) 事業者の自主的な環境づくり活動への参加意欲（単回答）



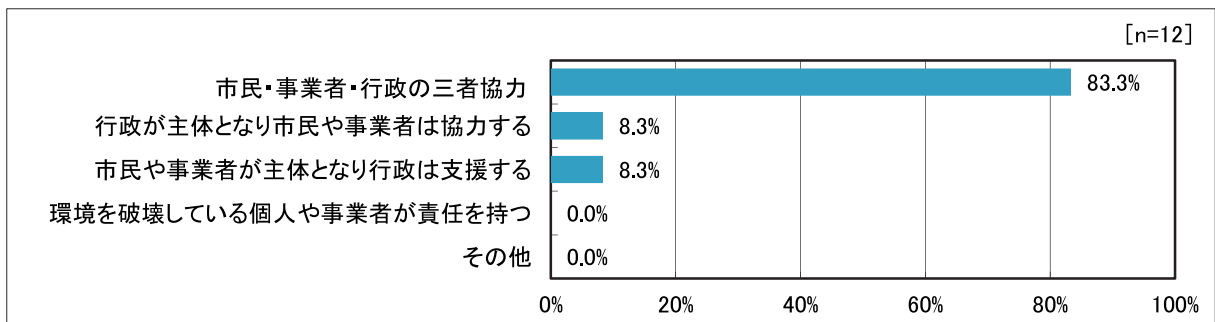
(2) 農業従事者が協働に参加したくない理由

回答なし

(3) 農業従事者が環境づくりに参加するために、取り組むべき重点事項（複数回答・2つまで）

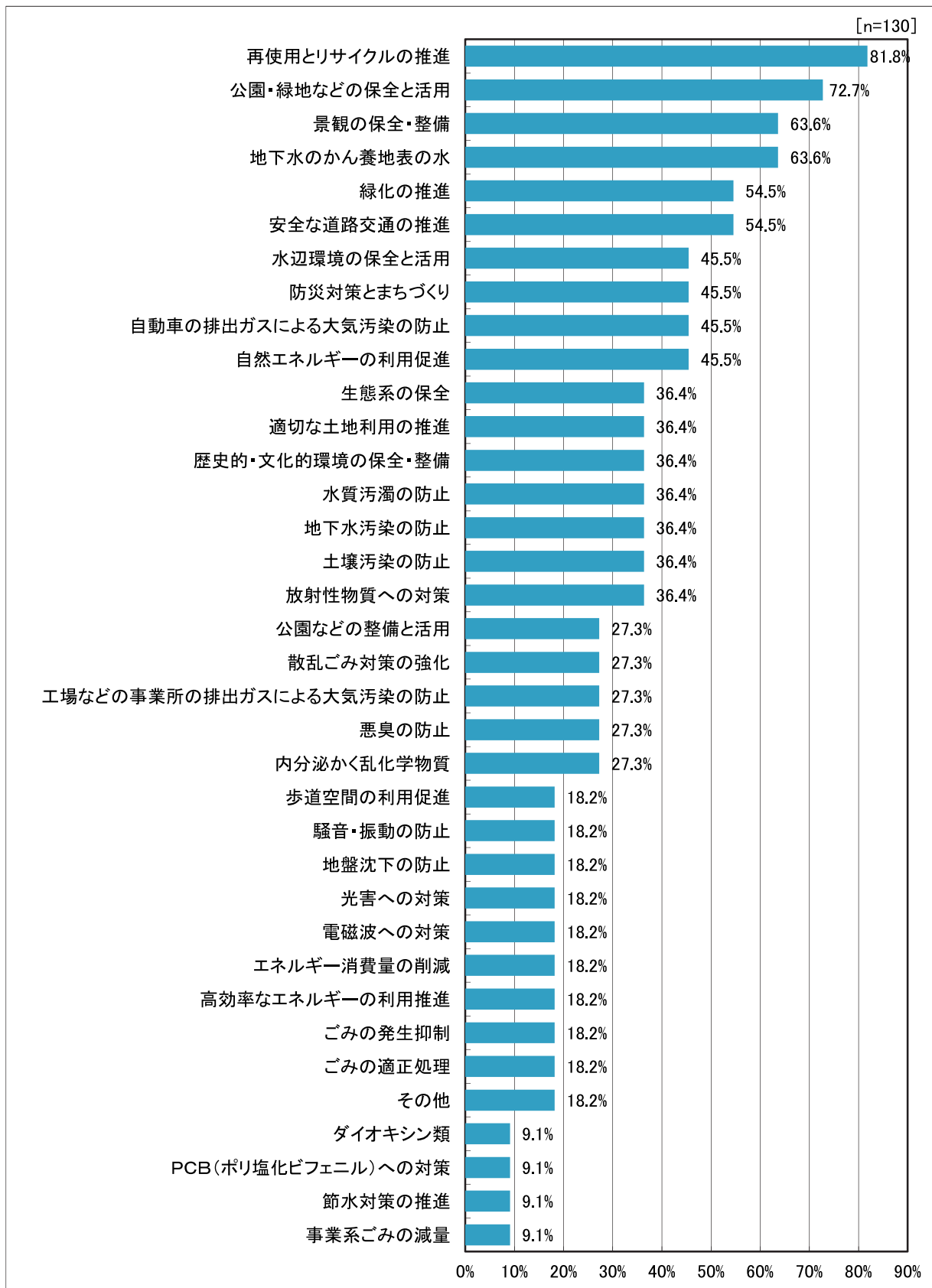


(4) 望ましいと考える役割分担の考え方（単回答）

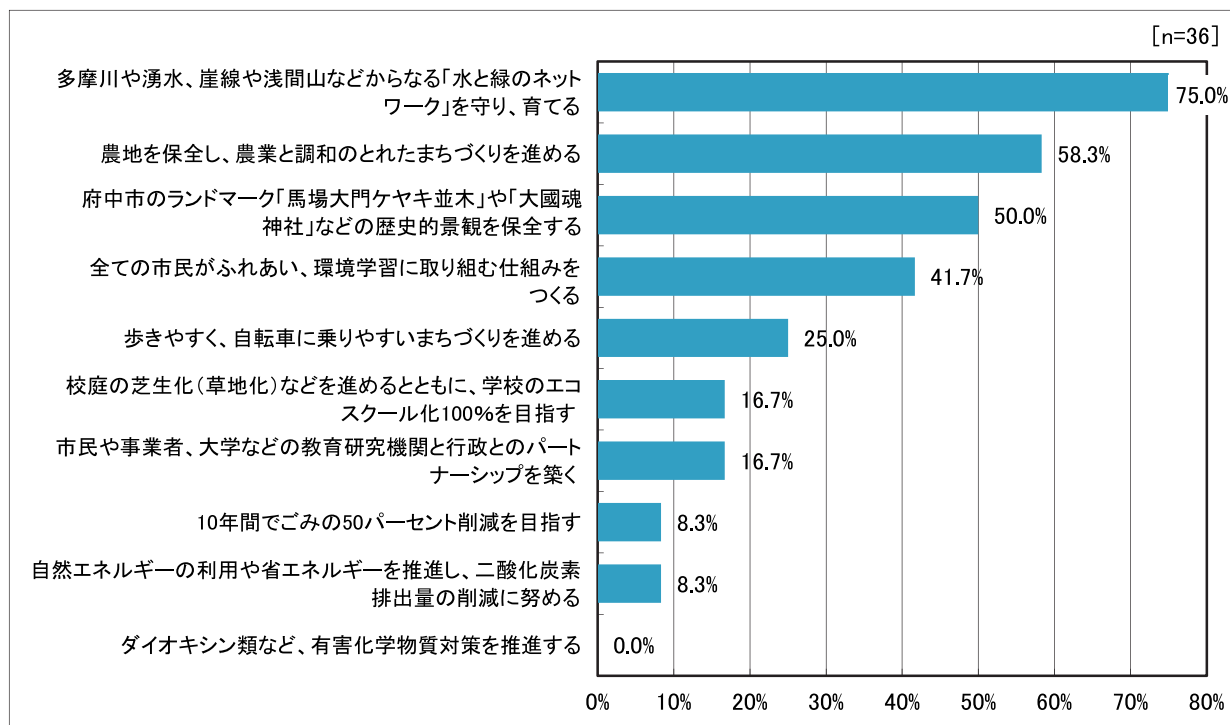


## ●府中市の環境の現状や課題について

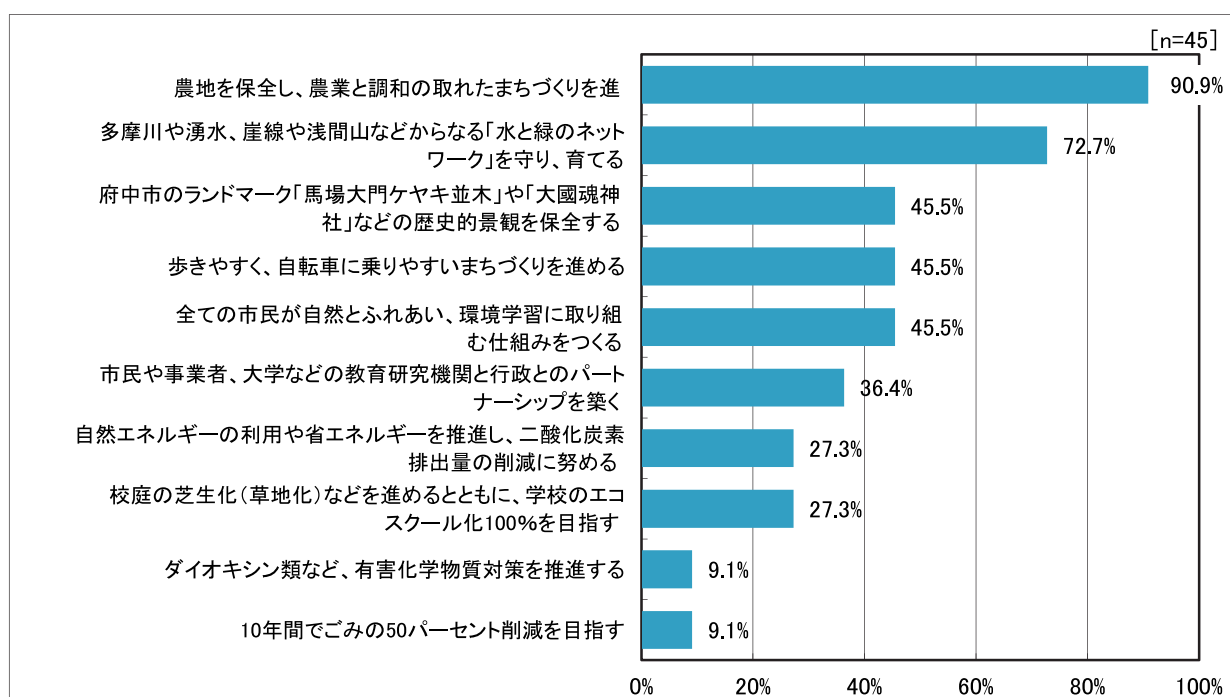
(1) 特に改善や継続的な対策が必要と考える環境課題（複数回答）



## (2) 効果があったと考える環境施策の内容（複数回答）



## (3) 今後も継続して重点的な取組を行うことが必要と考える環境施策（複数回答）



## ■小学生アンケート調査

### 1 調査の概要

#### 【配布・回収状況】

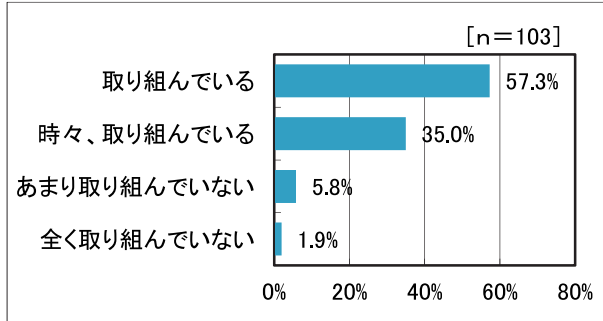
- 配布数 : 104 票（府中市内の小学5年生を対象に抽出）
- 配布・回収方法：小学校のホームルーム時にアンケート実施
- 配布・回収期間：平成24年12月に実施
- 回答数 : 103 票

## 2 個別の設問に対する調査結果（一部抜粋）

### ●いつも気をつけている環境にやさしい行動について

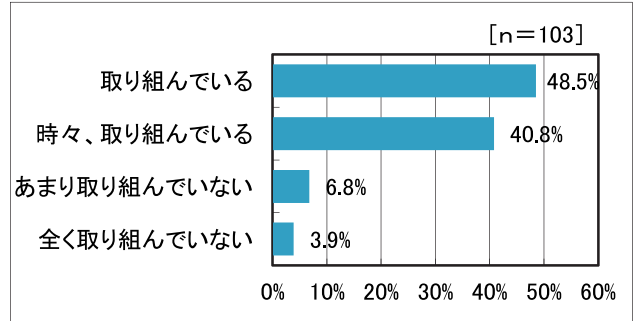
(1) 部屋の電気を使わない時は消している

(単回答)



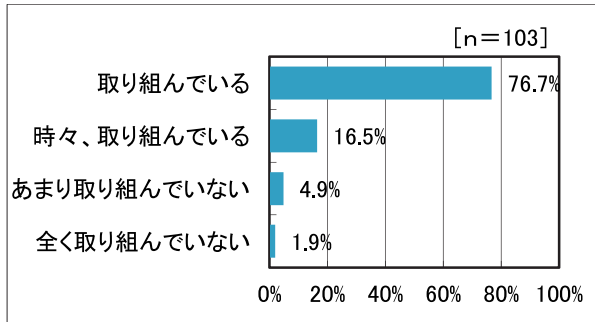
(2) テレビをつけっぱなしにしない

(単回答)



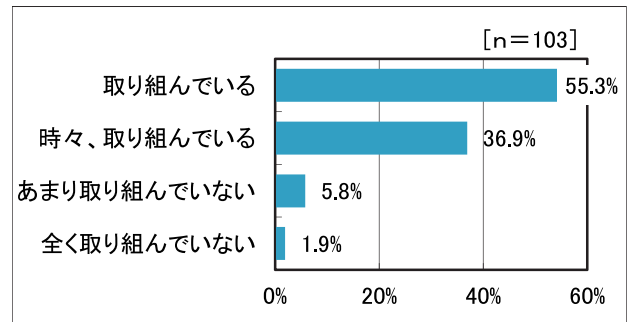
(3) ごみを捨てる場合は分別して捨てている

(単回答)

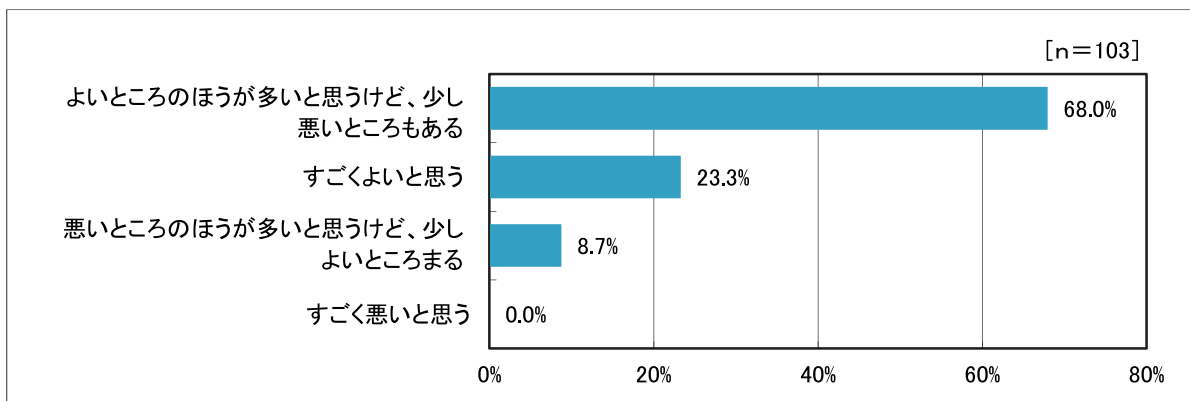


(4) 生き物や緑などの自然を大事にしている

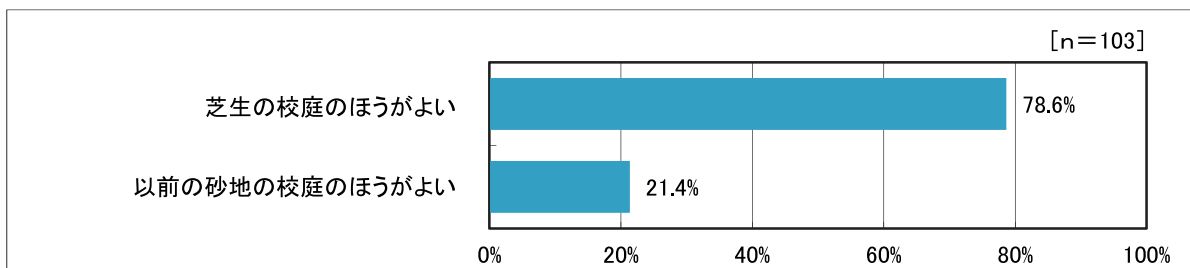
(単回答)



### ●今の府中市の自然や環境をどう感じているか（単回答）



### ●芝生緑化（校庭）の満足度（単回答）





## ■中学生アンケート調査

### 1 調査の概要

【配布・回収状況】

- 配布数 : 192 票（府中市内の中学2年生を対象に抽出）
- 配布・回収方法 : 中学校のホームルーム時にアンケート実施
- 配布・回収期間 : 平成24年12月に実施
- 回答数 : 192 票

### 2 個別の設問に対する調査結果（一部抜粋）

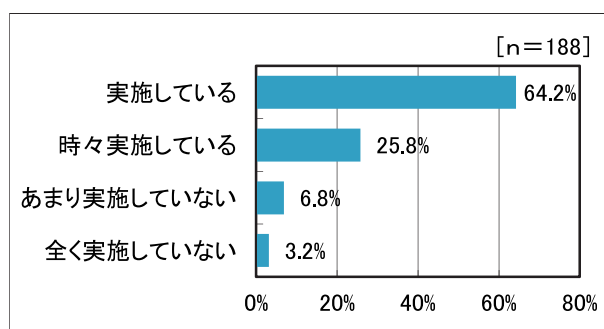
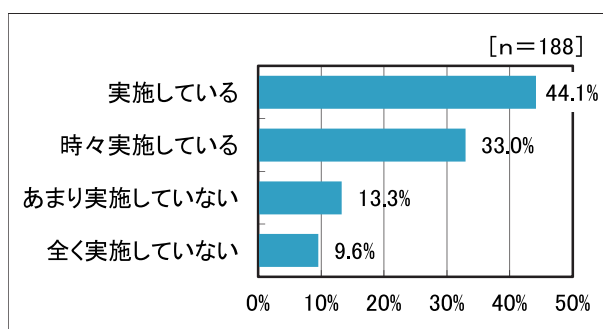
#### ●いつも気をつけている環境にやさしい行動について

(1) エアコンの温度は夏場 28℃、

(2) こまめに消灯している

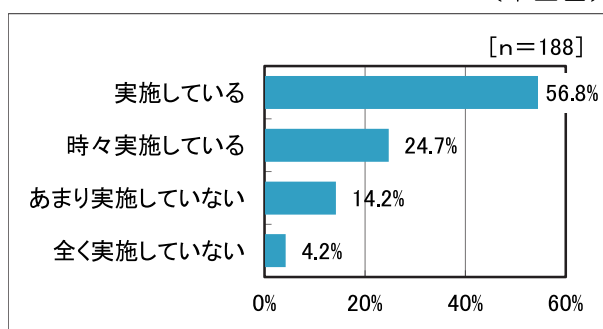
冬場 20℃に設定している（単回答）

（単回答）



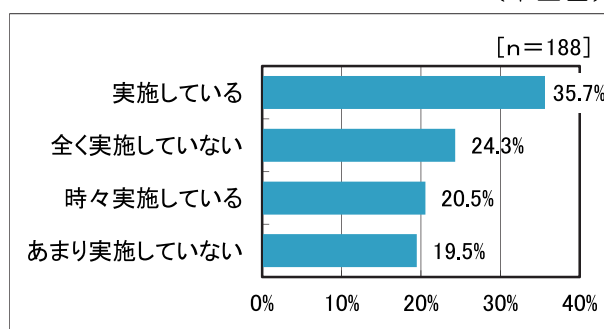
(3) テレビをつけっぱなしにしない

（単回答）



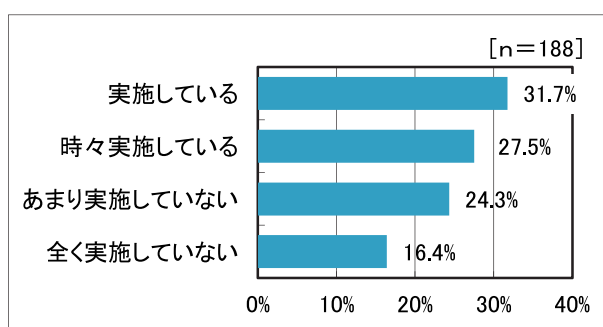
(4) テレビを省エネモードに設定している

（単回答）



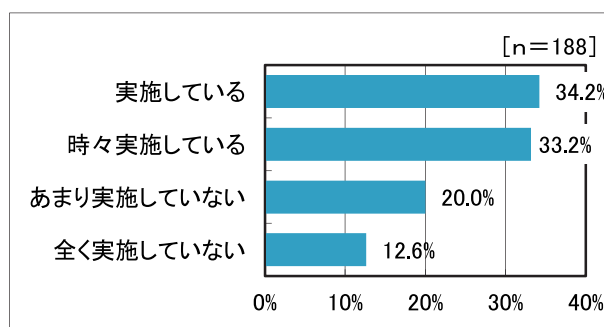
(5) 電化製品の主電源を切る。

又はコンセントを抜く（単回答）

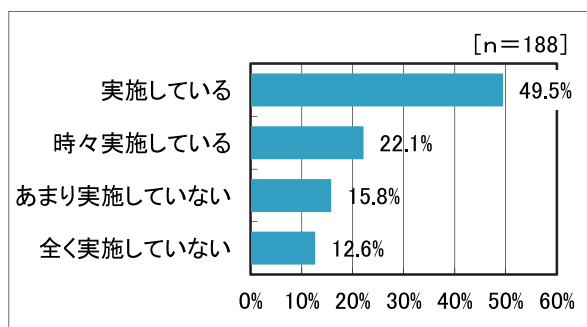


(6) お風呂は、入浴時間を空けないようにしている

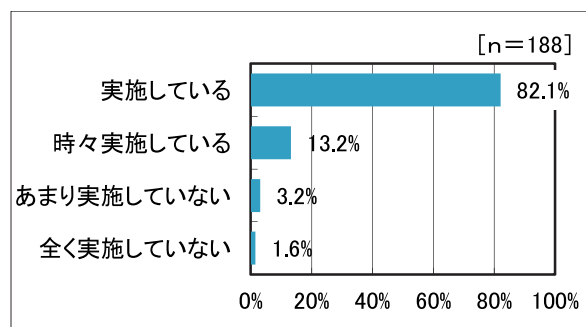
（単回答）



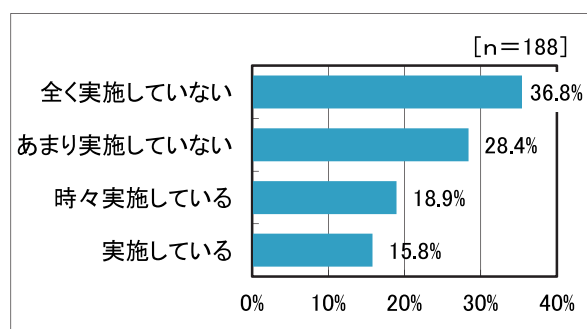
(7) 買い物をする時は  
マイバッグを持参している (単回答)



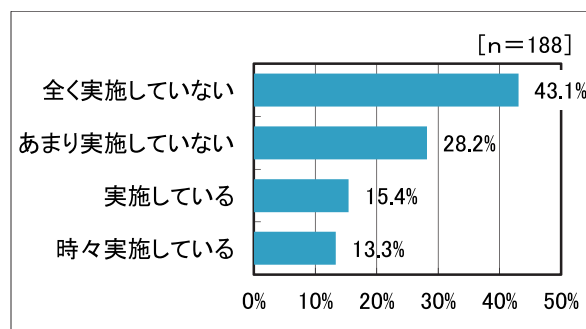
(8) ごみを捨てる場合は分別している (単回答)



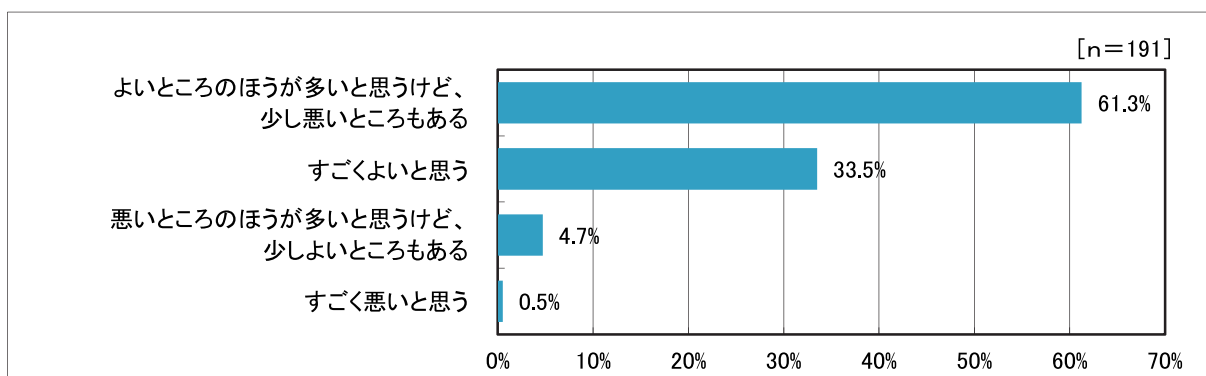
(9) 自然観察会や野外環境学習会  
に参加している (単回答)



(10) 環境に関するイベントや  
地域活動に参加している (単回答)



●今の府中市の自然や環境の満足度 (単回答)



## 資料 5 府中市環境基本条例

平成11年3月24日

条例第6号

### 目次

前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 基本計画等（第7条～第9条）

第3章 施策の推進（第10条～第17条）

第4章 環境審議会（第18条・第19条）

第5章 報告書等（第20条・第21条）

付則

私たちは、豊かな自然の恵みを受け、生命を育み、活力ある今日の社会を築いてきた。しかしながら、私たちの生活が物質的に豊かで便利になった一方で、資源やエネルギーが大量に消費されることにより環境への負荷を増大し、さらに、地球環境にまで多大な影響を及ぼそうとしている。

今日の環境への負荷の増大は、私たちのまち府中においても、魅力的な環境の確保に支障を及ぼすおそれを生じている。

もとより、すべての者は、健康で安全かつ暮らしやすい生活を営むうえで必要とされる良好で快適な環境を享受する権利を有するとともに、これを確保し、将来の世代へ継承していく責務を有している。

このような認識に立ち、すべての者の協力のもと、豊かな環境を保全し、環境との調和を保ちつつ持続的発展が可能な循環型社会をつくるため、ここにこの条例を制定する。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営むうえで必要とする良好で快適な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営むうえで必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能なまちづくりを目的として、すべての者の積極的かつ自主的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、次の各号に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。
- (3) 良好な都市環境の確保に関すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (5) 地球の温暖化の防止その他の地球環境の保全に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、環境の保全を図るうえで市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全に関する施策に、これらの者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全に関して、自主的な学習により知識の習得に努めるものとする。

- 2 市民は、日常生活において発生する環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市民は、市が実施する環境の保全に関する施策及び地域社会における環境の保全に関する活動に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動において発生する環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する環境の保全に関する施策及び地域社会における環境の保全に積極的に協力しなければならない。

## 第2章 基本計画等

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、府中市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 環境の保全に関する目標
  - (2) 環境の保全に関する施策の方向
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ府中市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定しようとするときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(環境行動指針)

---

第8条 市長は、市、市民及び事業者の環境に配慮すべき具体的な行動について定める府中市環境行動指針（以下「行動指針」という。）を策定しなければならない。この場合において、当該行動指針は、基本計画に則したものでなければならない。

2 市長は、行動指針を策定しようとするときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、行動指針を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動指針を変更する場合について準用する。

（施策の策定に当たっての義務等）

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施しようとするときは、基本計画及び行動指針との整合を図らなければならない。

2 市長は、市の環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するものとする。

### 第3章 施策の推進

（誘導的措置）

第10条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導するものとする。この場合において、環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

（資源の循環的利用等）

第11条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

（環境管理及び環境監査）

第12条 市は、自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査を行うものとする。

2 市は、事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査を行うよう必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第13条 市は、環境の保全に資するため、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利及びその利益の保護に配慮しつつ、その情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（環境学習の推進）

第14条 市は、市民及び事業者が環境の保全について理解を深めるよう、環境に関する学習を推進するものとする。

（自主活動の促進）

第15条 市は、市民、事業者及びこれらの者で構成する団体が行う環境の保全に関する自主的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（環境状況の把握）

第16条 市は、環境に関する科学的な調査を実施し、市における環境の状況を的確に把握する

---

よう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第17条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

#### 第4章 環境審議会

(環境審議会)

第18条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の環境の保全に関する重要事項を調査し、及び審議するため、市長の附属機関として、府中市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

3 審議会は、市長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を調査し、及び審議する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 環境の保全に関する施策に関する事項

(3) その他環境の保全に関する基本的事項

4 審議会の委員は、非常勤とする。

(細則)

第19条 前条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 報告書等

(報告書)

第20条 市長は、市の環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況の総括等を明らかにした報告書を定期的に作成し、公表するものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

#### 付 則

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

付 則(平成12年3月10日条例第4号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。



## 資料 6 用語解説

### 【あ行】

#### ● オフィス町内会

地域の中小事業者が協力し、事業所から出るごみを効率よく回収、リサイクルする方法。参加する事業所から排出される紙ごみなどを、共同でチャーターしたトラックで定期的に回収するため、1事業所だけでは回収が難しかった少量の紙ごみも効率よくリサイクルできる。

#### ● エコスクール

環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設として整備して、環境教育の教材として活用するもの。

#### ● エコ・リーダー

地域での環境学習や環境保全活動の指導者。

### 【か行】

#### ● カーシェアリング

複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用すること。個人で所有するマイカーに対し、自動車の新しい所有・使用形態を提唱したもの。走行距離や利用時間に応じて課金されるため、適正な自動車利用を促し、公共交通など自動車以外の移動手段の活用を促すとされる。自動車への依存が生んだ環境負荷の軽減や、交通渋滞の緩和、駐車場問題の解決、公共交通の活性化などが期待される。

#### ● カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせするという考え方。英国を始めとした欧州、米国、豪州等での取組が活発であり、我が国でも民間での取組が拡がりつつある。

#### ● 外来種

国境にかかわらず、導入（直接・間接を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること）によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）のことであり、在来の野生生物などの減少や絶滅を引き起こす恐れがあり、生物多様性への影響が生じている。

#### ● 環境の日

6月5日は環境の日である。これは、昭和47年（1972年）6月5日にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められた。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」（平成5年）が「環境の日」を定めている。「環境基本法」は、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるといふ「環境の日」の趣旨を明らかにし、国、地方公共団体等において、この趣旨にふさわしい各種の行事等を実施することとしている。

#### ● 環境基準

環境基本法により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準。

#### ● 環境マネジメントシステム

事業者・事業所が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標などを自ら設定し、この達成に向けて取り組むことを「環境管理」又は「環境マネジメント」と言うが、この実施を行うに当たっての組織内の体制や実施・見直しに関する手続などの「システムの仕様」を指す。市の環境マネジメントシステムには、「環境管理」に加え、環境に関する目標などの達成状況を点検・評価する「環境監査」を含む。

## ●環境リスク

人為活動によって生じた環境の汚染や変化（環境負荷）が、環境の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）のこと。またそうして引き起こされた環境汚染によって被害補償を求められる可能性をリスクとして捉える観点もある。環境リスクとしては、一般に化学物質が念頭に浮かぶが、その他に自然環境の改変行為、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出による大気中濃度の増大、フロンによるオゾン層の破壊など環境保全上の支障となるおそれのあるすべての要因が対象となる。

## ●グラウンドワーク

1980年代に英国の農村地域で始まった、市民・事業者・行政が協力して行う地域での環境改善活動をいう。3者が対立からパートナーシップへ、行政主体から住民アクションへ、保護から環境マネジメントへの3つのキーワードのもとに、地域の基本的な環境基盤の形成、向上を促すことを目的としており、地球環境問題に対する地域での実践的なアプローチといえる。

## ●グリーン購入

製品やサービスを購入するときにその必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

## ●光化学オキシダント

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素等が紫外線により光化学反応を起こし生成される酸化性物質の総称。オゾンを主成分とし、光化学スモッグの原因となる。

## ●高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯機に比べて、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型・ガスエンジン型・二酸化炭素冷媒ヒートポンプ型などがある。

## ●黄砂

大陸の乾燥地帯（ゴビ砂漠など）や黄土高原などから、大量の微細な砂じんが風によって吹き上

げられ、上空の偏西風に乗って遠距離を運ばれたのちに沈降し、あたり一面に黄色っぽい砂ぼこりが降り積もる現象のこと。日本では主に3月～5月にかけて、空や地面が黄褐色に覆われる現象が観測される。

## ●国際母なる地球デー

昭和45年（1970年）4月22日、米国のゲイロード・ネルソン上院議員の提唱により、「地球の日」（Earth Day）として地球環境問題を考える大規模な討論集会が開かれた。以後、その運動は全世界に広がり、平成21年（2009年）には国連総会の採択によって、4月22日は「国際母なる地球デー」（International Mother Earth Day）として制定され、全世界でイベントがおこなわれている。

## ●コジェネレーションシステム

1つのエネルギーから2つ以上のエネルギー（電力・熱）を取り出し、高効率にエネルギーを使用することができるシステム。

## 【さ行】

## ●再生可能エネルギー

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」では「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーである。

## ●里地里山

里地里山の定義は必ずしも明確ではないが、環境省では「都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念」と定義している。一般的には、主に二次林を里山、それに農地等を含めた地域を里地と呼ぶ場合が多いが、これらの全てを含む概念とし



て里地里山と言われることが多い。

### ●里道

小さな路地やあぜ道、山道（林道、けもの道）など。

### ●自然エネルギー

自然現象としてのエネルギーを取り出して利用するエネルギーで、いわゆる新エネルギーに含まれる。有限で枯渇性の石油・石炭などの化石燃料などとは対称的に、資源枯渇のおそれがないという意味を含めた「再生可能エネルギー」の主要な要素を占める。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、潮力、温度差、バイオマスなどから取り出すエネルギー利用のこと。

### ●水域類型

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の基準については河川、湖沼、海域別に利水目的に応じた水域を区切ってAA、A、B、C、D、Eの6つの類型を設けている。pH、BOD等の項目について、水域類型ごとに環境基準値を定め、各公共水域に水域類型のあてはめを行うことにより、当該水域の環境基準値が具体的に示されている。

### ●スプロールの

都市が急速に発展し、無秩序に市街地が広がる状態。

### ●スラグ

溶融した金属から分離して浮かび上がる物質。また、可燃ごみを焼却したときにできる灰（焼却灰）を、電気やガスを使って高温に加熱し、溶融・固化してできる人工砂などのことを言う。道路の路盤材、セメントの原料などにする。

### ●生態系サービス

植物、動物、微生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念を生態系と言い、人々が生態系から得ることのできる便益のこと。

### ●生物多様性

地球上の生物とその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物の豊かさ（多様性）を、生物の種、生物が生活する環境（生態系）、生物の遺伝子の3つの段階からとらえている。

### ●ゼロエミッション

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。平成6年（1994年）に国連大学が提唱した考え方。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋め立て処分）する量をゼロにすること。

### 【た行】

### ●地球温暖化

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、赤外線を吸収して空気中の熱を保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれている。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地表面の気温が地球規模で上昇すること。

### 【な行】

### ●農地トラスト

農地について、寄付金などにより買い取り、または寄贈、遺贈などで取得し、保全・維持・管理・公開することで、次世代に残していくことを目的とした市民運動。

### 【は行】

### ●パークアンドライド

従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するよう誘導するシステム。都心部への自動車の乗り入れ規制や、有料化等の施策を合わせて実施することで、その促進がより効果的となる。パークアンドライドを行うことによって自動車の走行距離が減り、二酸化炭素の排出が軽減され温暖化防止につながっていく。また、大都市の大気汚染対策、渋滞緩和などにも効果がある。

## ● バイオガス

家畜の糞尿、生ごみ、規格外の農産物などを、酸素の無い状態で発酵させた時に発生するメタンガスなどのこと。

## ● ハザードマップ

過去の災害実績や科学的な解析などを元に、危険な場所や避難施設などを地図上に示したもので、地域の住民の方々が安全に避難できる事を主な目的として作成されている。対象とする「危険」に応じて洪水、火山、地すべり、急傾斜、地震など、さまざまな種類のハザードマップが作られている。

## ● ばっ気処理

水に空気を送り込み、揮発性の汚染物質を取り除く処理方法。

## ● ヒートアイランド現象

都市域で郊外に比べ気温が高くなる現象を言う。気温の等温線を描くと都心部を中心とした島のように見えることからこのように呼ばれる。

## ● ビオトープ

「生息場所」または「住みか」を表すドイツ語の造語（ビオ＝生き物、トープ＝場所）で、野生生物の生息空間を意味する。

## ● 光害

良好な照明環境の形成が「漏れ光」によって阻害されている状況又はそれによる悪影響のこと。

## ● 微小粒子状物質（PM 2.5）

大気中に浮遊している2.5マイクロメートル（1マイクロメートルは1ミリメートルの千分の1）以下の小さな粒子のこと。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

## ● フィールドワーク

野外など現地での実態に即した調査・研究。

## ● 府中市職員エコ・アクションプラン

地球温暖化をはじめとする地球環境保全施策の推進を図ることを目的として、職員が率先して事

務事業に伴う環境負荷を低減するための実行計画。

## 【や行】

### ● 要請限度

騒音規制法、振動規制法に基づき、市町村長が、都道府県公安委員会や道路管理者に対して、交通規制や道路の改善など、道路交通法の規定による措置を要請することができる騒音及び振動レベルのこと。

## 【ら行】

### ● リスクコミュニケーション

化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を行政、事業者、国民、NGO等の全ての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

### ● リターナブル製品

リターナブルとは「返却できる」という意味で、びんなどの製品を使い終わった後、そのまま回収して洗浄や消毒を行い、再び製品として使用するリサイクル製品を指す。

### ● ローカルエネルギー

各地域に分散して存在する小規模なエネルギー源のこと。風力、小規模水力、バイオガスなど環境と調和した再生可能エネルギー。地域内で生産し地域で消費されることが特徴。

### ● ロードプライシング

通行料格差による自動車誘導策。

## 【わ行】

### ● ワークショップ

体験型の講座や会議などを言い、市民参加型まちづくりにおける問題・課題の共有や合意形成の手法として用いられる。

## 【アルファベット、数字】

### ● BOD

生物化学的酸素要求量。水中の汚濁物質（有機

---

物)が微生物によって分解されるときに必要な酸素量を表した値であり、河川などの汚濁の指標として用いられ、数値が大きいかほど汚濁の程度が高いことを示す。

### ●DIY

専門業者に任せずに自らの手で生活空間をより快適に工事しようとする概念のこと。英語で Do It Yourself の略語で、「自身で作ろう」の意味。

### ●ISO 14001

ISO(国際標準化機構)が平成8年(1996年)に出した環境マネジメントシステム規格。ISO14000シリーズの根幹を成すもので、認証登録制度となっている。このシステム規格はPDCAサイクルを回すことによって継続的な環境改善を図ることをめざす。登録申請に際しては、経営者の決意表明(キックオフ)に始まり、環境理念と環境方針で目的や目標を定める。それを達成するために環境保全計画を立て、環境マネジメントシステムを構築して運用する。そして、システムの内部監査を実施し、その結果を経営者にレビューして、計画の見直しをすることを義務づけ、向上を図る。

### ●PCB

ポリ塩化ビフェニル(polychlorinated biphenyl)の略。絶縁性、不燃性などの特性により、トランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用された。昭和43年にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化したことから、我が国では昭和47年以降製造されていない。

PCBは、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、中でも、コプラナーPCB(コプラナー:共平面状構造)と呼ばれるPCBの毒性は極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされている。

### ●pH

水素イオン濃度を表す指数。

### ●TDM

Transportation Demand Management

(交通需要マネジメント)。自動車利用者の交通行動(時間、経路、手段、利用の仕方)の変更を促すことにより、都市または地域レベルでの道路交通の混雑を緩和する手法の体系を指す。代表的なTDMとして、混雑時間帯を避けて出勤する「時差出勤・フレックスタイム」や「徒歩や自転車利用」、「ノーカーデー」などがある。

### ●3R

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース(Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再資源化)」の頭文字を取ってこのように呼ばれる。

